

高根沢町 環境基本計画 2026

(令和8年度 ▶ 令和12年度)



栃木県高根沢町

はじめに

高根沢町は、田園の広がる風景や清らかな水、豊かな自然に囲まれた町です。

これらの恵みは、私たちの暮らしを支える基盤であり、次の世代へと受け継ぐべき大切な宝です。

一方で、地球温暖化や気候変動、生きものの減少、資源の使いすぎなど、環境をめぐる課題は年々深刻さを増しています。

これらの課題に対応するためには、町全体で力を合わせ、自然を守りながら持続可能な暮らしを築いていくことが欠かせません。

本町では、温室効果ガスの削減や再生可能エネルギーの活用を進めるとともに、田園や森林、清流に息づく多様な生きものを守り育てる取り組みを進めます。

また、気候変動による影響に備え、安心して暮らせる町づくりを進め、資源を循環させる仕組みを整えます。

さらに、環境教育や地域での活動を通じて、子どもから大人まで一人ひとりが環境を大切にする心を育んでいきます。

この計画は、行政だけでなく、町民の皆さんと共に歩むための道しるべです。

日々の暮らしの中でできる小さな工夫が、未来の大きな力になります。

みんなで力を合わせ、次の世代へ誇れる高根沢町をつないでいきましょう。

目次

第1章 計画策定の背景	
1-1 環境基本計画策定の背景 4
1-2 計画の位置づけ 13
1-3 計画期間と計画の対象 14
1-4 目指す環境の姿 15
1-5 住民・事業者・町の役割 16
第2章 第2次環境基本計画の成果と課題	
2-1 施策の構成 18
2-2 前計画(第2次計画)の主な成果と 本計画(第3次計画)に引き継ぐ課題 19
第3章 計画実現への取組	
3-1 施策の体系図 24
3-2 施策の推進	
基本目標1 快適な居住環境の確保 25
基本目標2 自然環境の保全 30
基本目標3 循環型社会の形成 36
基本目標4 地球環境への貢献 43
基本目標5 人材育成とパートナーシップ 55
第4章 計画の推進と検証 59

第Ⅰ章

計画策定の背景



第Ⅰ章 計画策定の背景

I - I 環境基本計画策定の背景

3つの環境危機

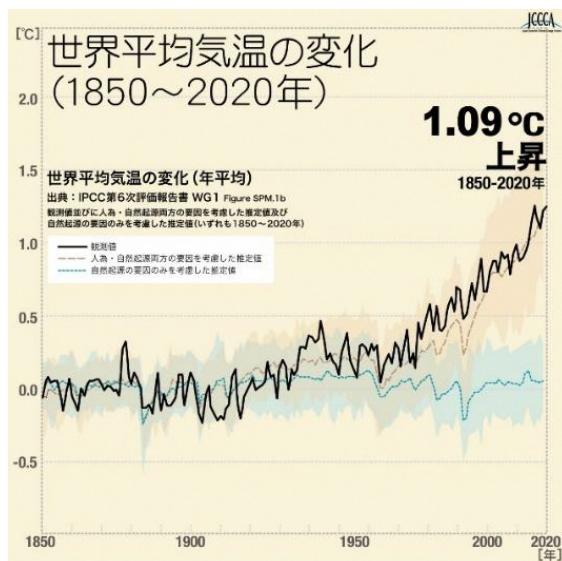
世界

国内

高根沢町

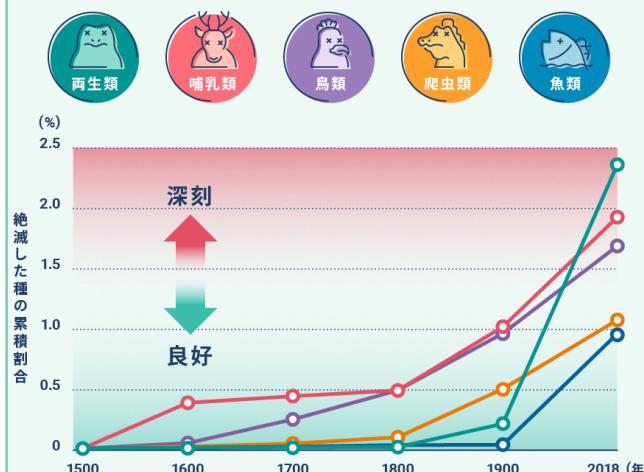
気候変動

令和6(2024)年の世界平均気温は産業革命前より 1.55°C 上昇し、観測史上最高となりました。国際連合のグテーレス事務総長は「地球温暖化の時代は終わり、地球沸騰の時代が到来した」と表明しています。



生物多様性の損失

私たちが生きる現代は「**第6の大量絶滅時代**」ともいわれ、過去5回発生した大絶滅より種の絶滅速度は速く、**その主な原因是人間活動による影響**と考えられ、適切な対策を講じなければ今後更に加速すると指摘されています。



汚染

水、大気などの環境中の様々な媒体にまたがって存在する反応性窒素、マイクロプラスチックを含むプラスチックごみ、人為的な水銀排出や難分解性・高蓄積性・毒性・長距離移動性を有する**有害化学物質**によるグローバルな汚染が深刻化しており、水、大気、食物連鎖等を通じた健康影響や生態系への影響が懸念されています。

汚れた水を
主原因とする下痢で
命を落とす乳幼児

年間30万人
毎日800人以上

出典：令和6年版環境・循環型社会・生物多様性白書

第1章 計画策定の背景

今後10年間に直面する10のグローバルリスクとSDGs

世界 国内 高根沢町

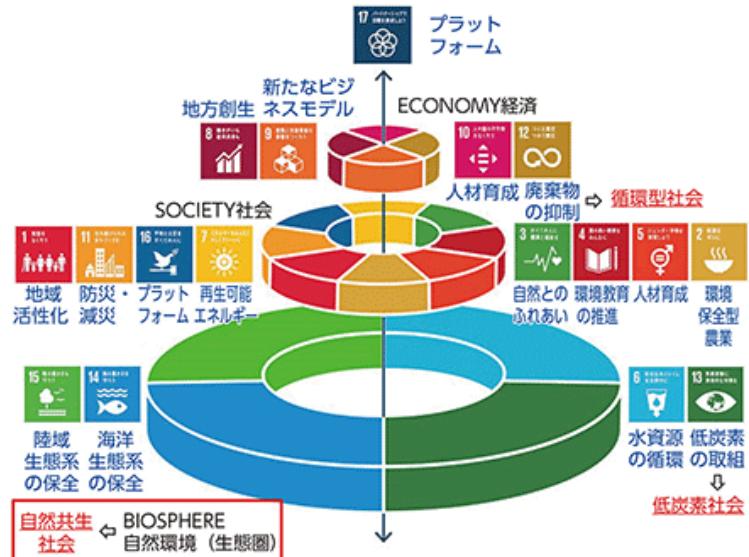
世界経済フォーラムが公表した「グローバルリスク報告書2025」では、今後10年間に直面する10のグローバルリスクのうち、「異常気象」、「生物多様性の喪失と生態系の崩壊」、「地球システムの危機的変化」、「天然資源不足」、「汚染」の5つを環境分野のリスクが占めており、環境問題が人類にとって最も重大なリスクになることを分析しています。



リスク分類 ●経済 ●環境 ○地政学 ●社会 ●テクノロジー

出典：グローバルリスク報告書2025を基に作成

国の第六次環境基本計画では、「経済」は「社会」に、「社会」は「（自然）環境」に支えられて成り立つという考え方を示しており、パートナーシップで環境・経済・社会の課題に統合的に取り組み、持続可能な社会への変革を目指すことの必要性を示しています。



資料：Stockholm Resilience Centre の図に環境省が追記

出典：環境省 第六次環境基本計画の概要

近年の環境危機の顕在化は、自然資本（環境）の基盤の上に経済社会活動が成立しており、**自然資本を消費し尽くすだけでは、経済社会活動は持続可能ではない**という認識を世界的に定着させました。

第Ⅰ章 計画策定の背景

第六次環境基本計画

世界

国内

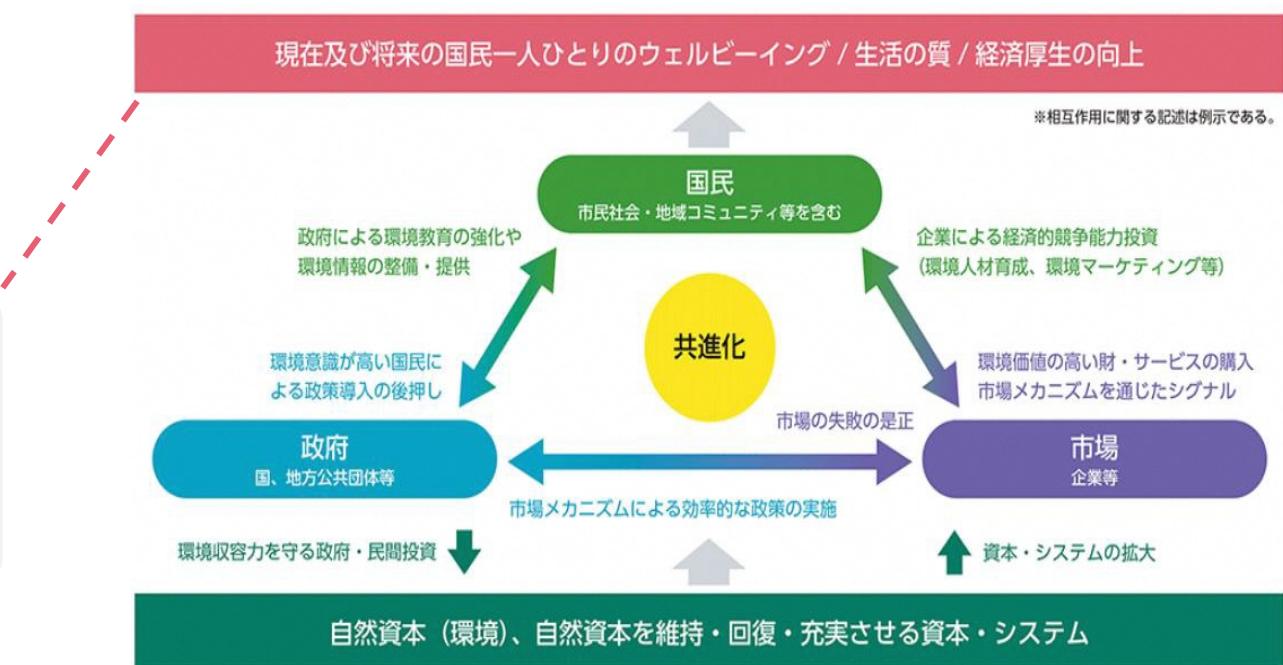
高根沢町

環境危機、様々な経済・社会的課題への対処の必要性から、令和6（2024）年5月に「**第六次環境基本計画**」が閣議決定されました。

第六次環境基本計画は、**ウェルビーイング（国民一人ひとりの幸せや生活の質の向上）を最上位の目的**とし、**環境を守りながら経済や社会が発展する「循環共生型社会」の実現を目指すこと**としています。

温室効果ガスを実質ゼロにする「ネット・ゼロ」や、資源や製品の価値を最大化し、廃棄物の発生を抑えることを目指す「循環経済」、自然を豊かに回復させる「ネイチャーポジティブ」などを同時に進め、互いに支え合い効果を高める形で取り組むことを重視しています。

ウェルビーイング



資料：フィリップ・アギヨン、セリーヌ・アントニン、サイモン・ブネル（著）、村井章子（翻訳）「創造的破壊の力—資本主義を改革する22世紀の国富論」（2022年11月）、ラグラム・ラジャン（著）、月谷真紀（翻訳）「第三の支柱—コミュニティ再生の経済」（2021年7月）など参考に環境省作成

出典：令和6年版環境・循環型社会・生物多様性白書

第1章 計画策定の背景

地球温暖化対策

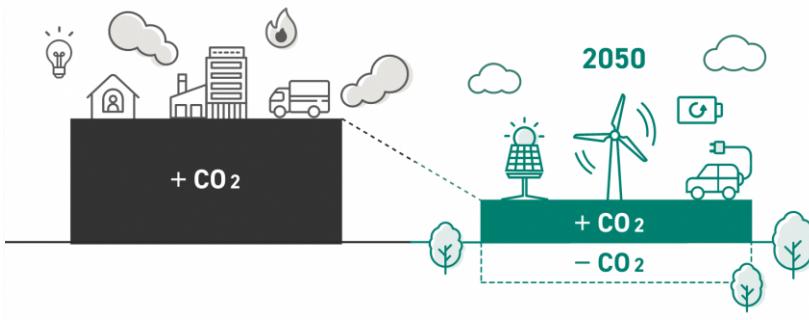
世界

国内

高根沢町

2050年カーボンニュートラル宣言を踏まえ、**地域の脱炭素化の取組や企業の脱炭素経営の促進を図るため**、令和3(2021)年6月に「**地球温暖化対策の推進に関する法律**」が改正されました。令和7(2025)年2月には、**地球温暖化対策計画を改定**し、2050年ネット・ゼロの実現に向けた直線的な経路にある野心的な目標として、**2035年度、2040年度において、温室効果ガスを2013年度からそれぞれ60%、73%削減することを目指す旨を表明**しています。

また、**気候変動の影響を回避し低減することを目的として制定された「気候変動適応法(平成30(2018)年)**」が令和5(2023)年に**熱中症対策を強化するため改正**されました。



カーボンニュートラルとは

温室効果ガスの排出量と吸収量を均衡させることを意味します。「**排出を全体としてゼロ**」というのは、二酸化炭素をはじめとする温室効果ガスの「**排出量**」から、植林、森林管理などによる「**吸収量**」を差し引いて、合計を実質的にゼロにすることを意味しています。

出典：環境省 脱炭素ポータル

緩和 とは？ 適応 とは？

原因を少なく

2つの
気候変動対策

影響に備える



気候変動による人間社会や自然への影響を回避するためには、温室効果ガスの排出を削減し、気候変動を極力抑制すること（緩和）が重要です。

緩和を最大限実施しても避けられない気候変動の影響に対しては、その被害を軽減し、よりよい生活ができるようにしていくこと（適応）が重要です。

出典：気候変動適応情報プラットフォーム

第1章 計画策定の背景

循環経済への移行

世界

国内

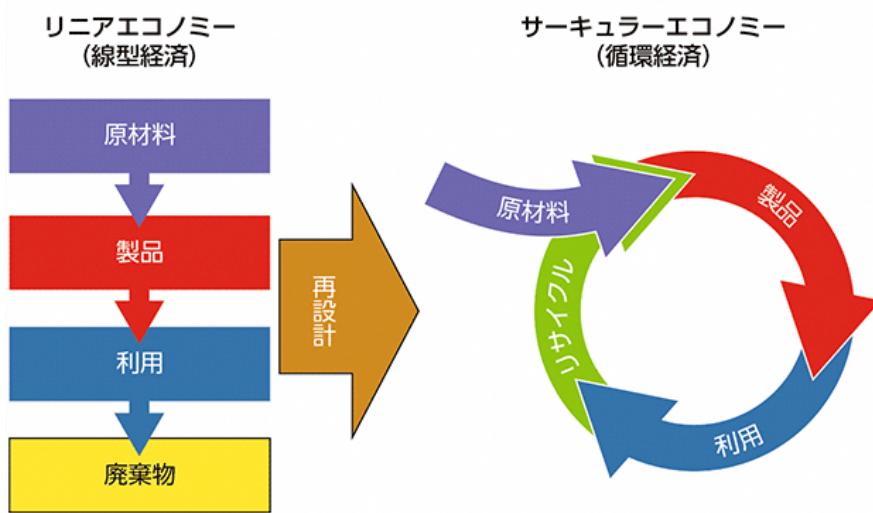
高根沢町

令和6（2024）年8月に、第五次循環型社会形成推進基本計画が閣議決定され、**循環型社会への移行**という方針が明確に打ちだされました。大量生産・大量消費・大量廃棄という一方通行型の線形経済から、資源を効率的・循環的に利用し付加価値を創出する「**サーキュラーエコノミー**」へ移行することを推進しています。

また、国内外で重要な課題となっている食品ロスについて、令和元（2019）年10月に「食品ロスの削減の推進に関する法律」が施行されました。本法律に基づき、市町村は地域の実情に応じた食品ロスの削減の推進に関する計画を定めるよう努めることとされています。

令和7（2025）年3月には本法律に基づく「食品ロスの削減の推進に関する基本的な方針」が閣議決定され、平成12（2000）年度比で令和12（2030）年度までに**家庭系食品ロスは、50%削減**を早期達成、**事業系食品ロスは、60%削減**、食品ロス問題を認知して削減に取り組む消費者の割合を80%にする目標を設定しています。

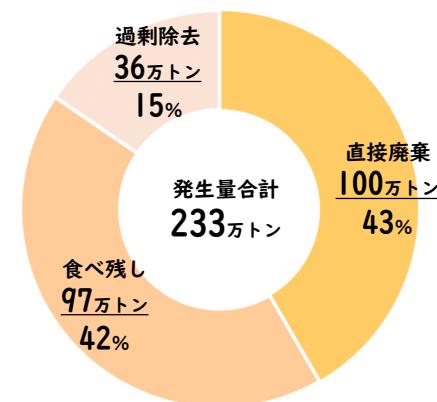
図1-1-5 線形経済から循環経済へ



資料：オランダ政府『A Circular Economy in the Netherlands by 2050』より環境省作成

出典：令和7年版環境・循環型社会・生物多様性白書

2023年度の家庭系食品ロス量内訳（環境省推計）



家庭での食品ロスの原因

- 作りすぎて、食べきれないなどの「食べ残し」。
- 期限切れ等により、手つかずのままで捨てる「直接廃棄」。
- 野菜の皮など食べられるところまで厚くむき捨てる「過剰除去」。

生物多様性の保全

世界

国内

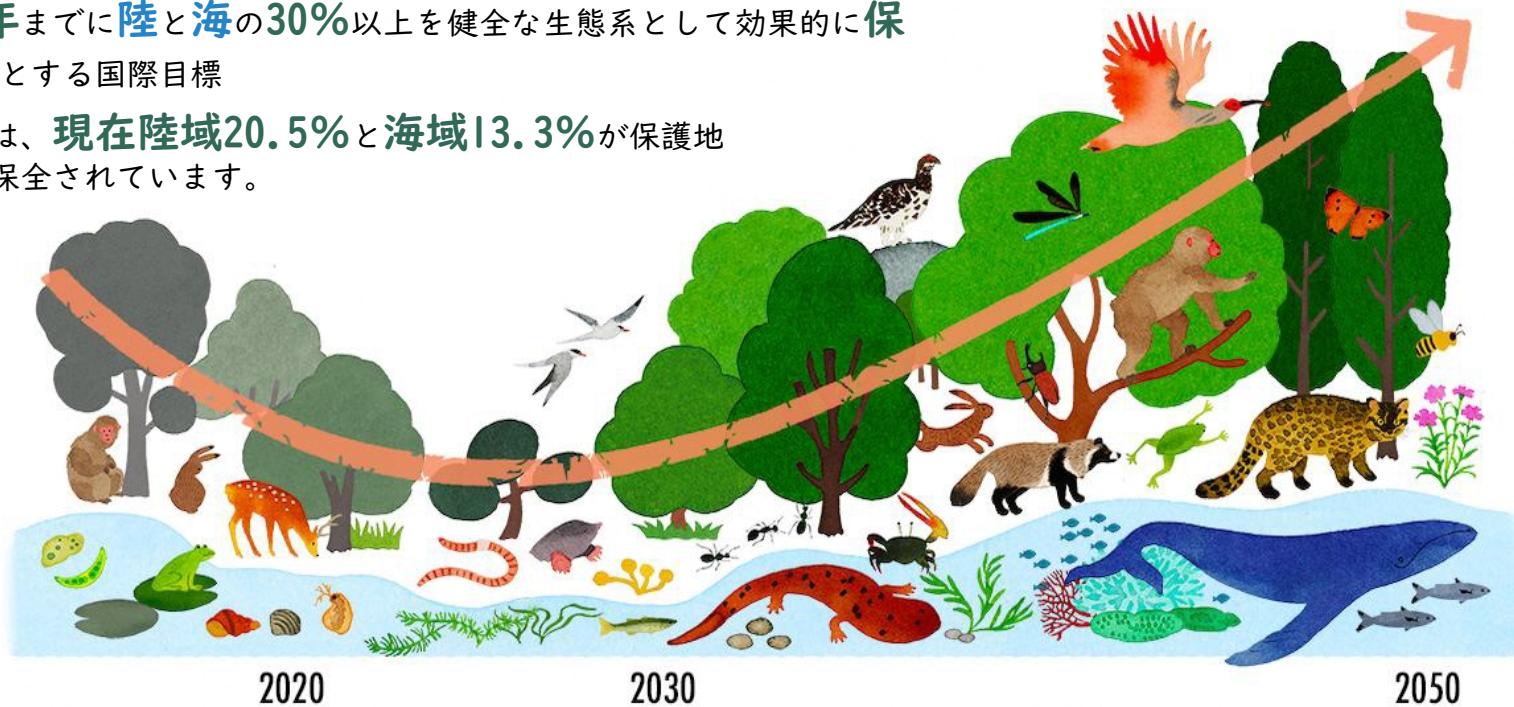
高根沢町

令和4(2022)年12月、生物多様性条約第15回締約国会議（COP15）において「昆明・モントリオール生物多様性枠組」が採択されました。これを受け、自然を回復軌道に乗せるため、生物多様性の損失を止め、反転させることを意味する、**ネイチャーポジティブ**（自然再興：自然を回復軌道に乗せるため、生物多様性の損失を止め、反転させること）の実現を目指し、地球の持続可能性の土台であり、人間の安全保障の根幹である**生物多様性・自然資本を守り活用するための戦略として「生物多様性国家戦略2023-2030」**が閣議決定されました。2030年までのネイチャーポジティブ実現に向けた目標の一つとして**30by30目標**が位置付けられています。

30by30目標とは？

2030年までに陸と海の30%以上を健全な生態系として効果的に保全しようとする国際目標

日本では、**現在陸域20.5%と海域13.3%**が保護地域として保全されています。



出典：環境省 ネイチャーポジティブポータル



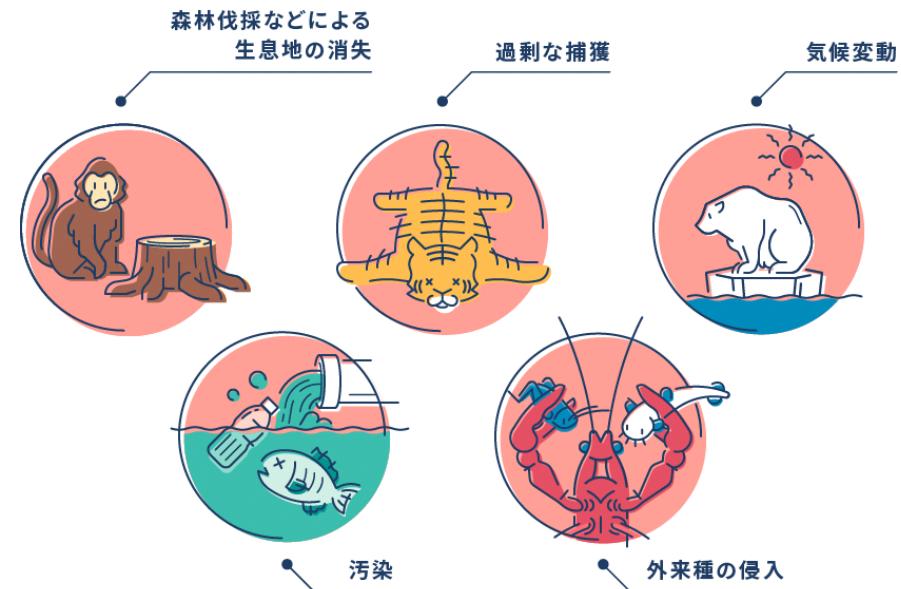
コラム 「生物多様性」とは



ミツバチが受粉の働きをすることはよく知られています。その働きは、イチゴ、りんご、メロン、玉ねぎ、キャベツなど多くの農作物に欠かせないものとなっています。世界の主要農作物の4分の3以上は、昆虫や鳥などによって花粉が運ばれることに依存しているという調査結果もあります。つまりミツバチなどの昆虫や鳥がいなくなると、食卓にも大きな影響が出てしまうのです。このように自然界ではさまざまな生物がつながり合い、直接的・間接的に支え合って生きています。このことを「生物多様性」といいます。

「生物多様性」が
私たちの生活を支え
ています。

人類は、人類だけ
は生きていけません。



生物多様性の主な損失要因

出典：環境省 ecojin

第1章 計画策定の背景

ESD教育（持続可能な開発のための教育）

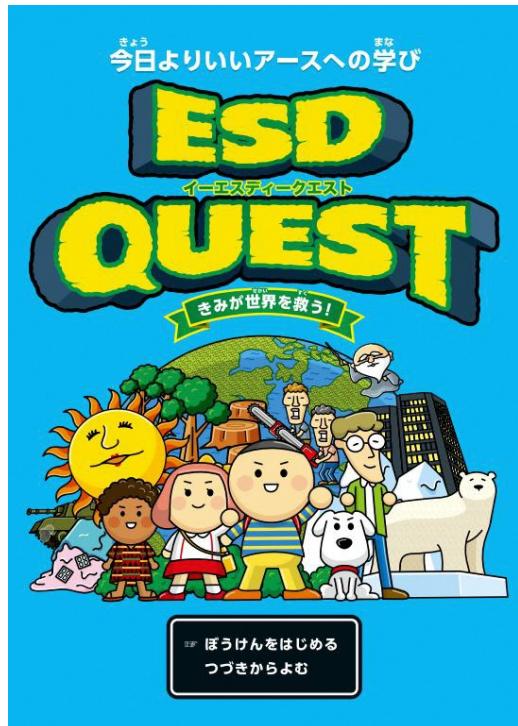
世界

国内

高根沢町

ESDとは、Education for Sustainable Developmentの略で、**持続可能な社会の創り手を育む教育**として、SDGs（持続可能な開発目標）の目標4「すべての人に包摂的かつ公正な質の高い教育を確保し、生涯教育の機会を促進する」に位置付けられており、17目標全ての実現に寄与することが令和元（2019）年の国連総会決議において確認されています。

令和6（2024）年5月に閣議決定された環境教育等促進法に基づく「環境保全活動、環境保全の意欲の増進及び環境教育並びに協働取組の推進に関する基本的な方針」ではESDの考え方を踏まえ、**環境教育の重要な目的は「全ての大人や子どもに対して、環境危機に向き合い、持続可能な社会を実現するために、社会や組織の変革と個人の変容を連動的に支え促すこと」**であると明記されており、本町においても、同様の考え方により環境教育を推進していく必要があります。



ESDを分かりやすく説明するストーリーブック（文部科学省）



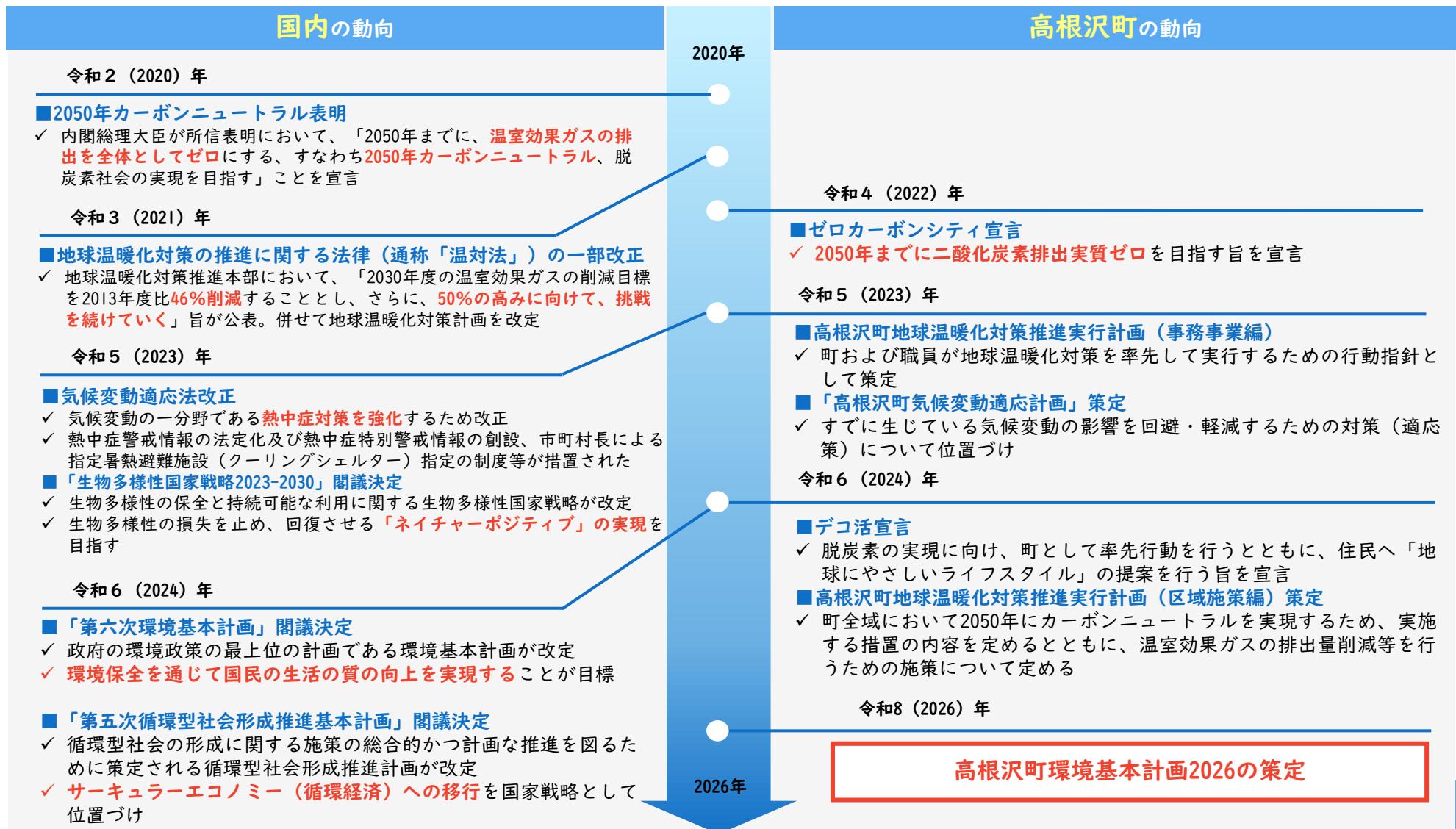
出典：文部科学省

第1章 計画策定の背景

国内の動向と町の動向

本計画は第2次計画策定以降の社会情勢等を踏まえ策定します。

世界 国内 高根沢町

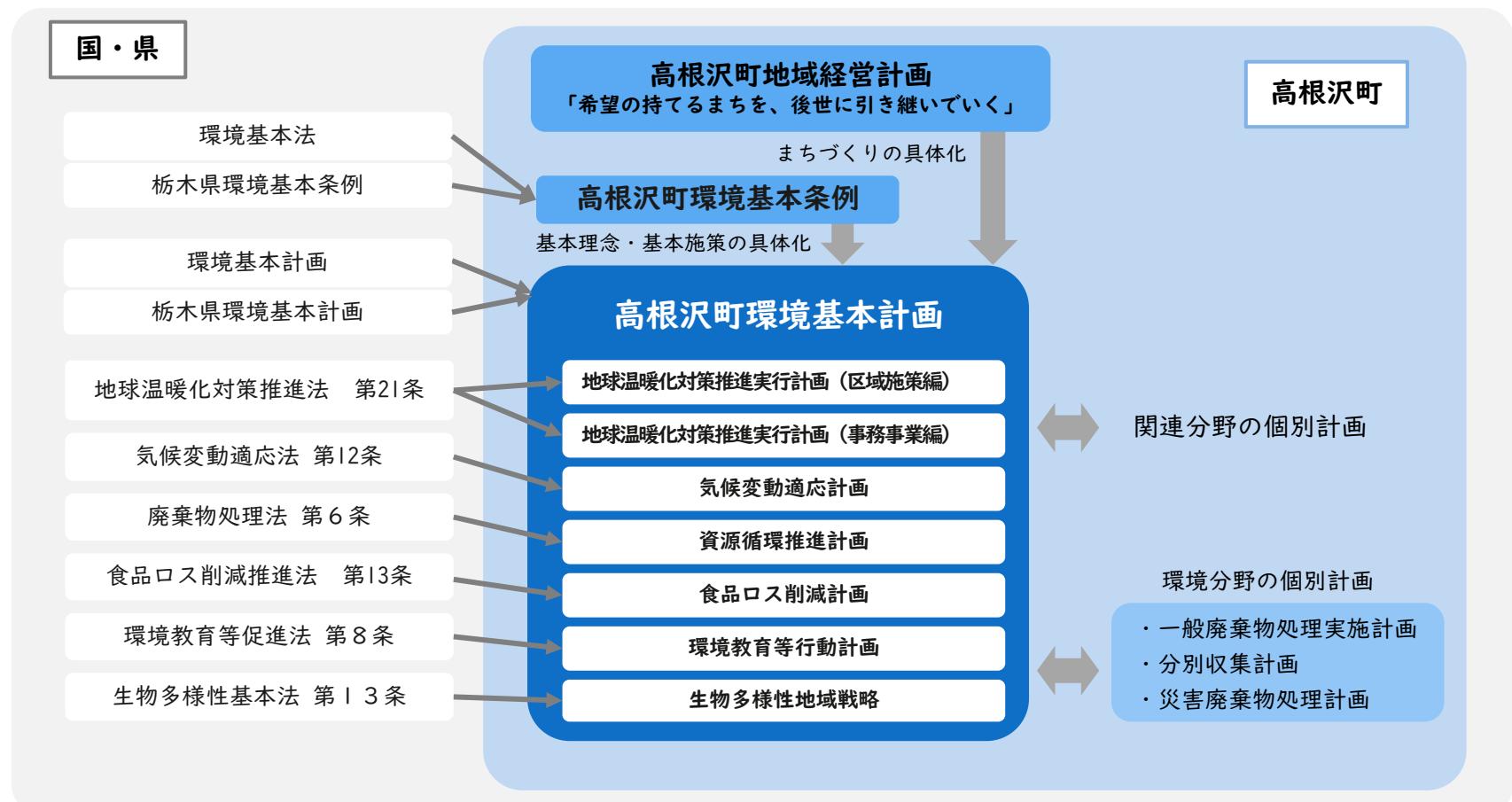


第1章 計画策定の背景

I - 2 計画の位置づけ

本町のまちづくりは、「高根沢町地域経営計画」を最上位計画として、「希望の持てるまちを、後世に引き継いでいく」を基本理念に、「未来への安心と希望に満ちたまち」を将来像に掲げて施策を進めています。

「高根沢町環境基本計画」は、まちづくりにおける環境分野の総合計画として位置づけ、国や県の環境基本計画を踏まえながら、関連分野の計画や環境関連の個別計画と一体的に取組を進めます。



第Ⅰ章 計画策定の背景

I - 3 計画期間と計画の対象

- 令和8（2026）年から令和12（2030）年までの5年間
- 計画期間中にあっても、社会情勢の変化や施策の進捗状況を踏まえ、見直しを実施

年度	2026	2027	2028	2029	2030
	R8	R9	R10	R11	R12
高根沢町環境基本計画	高根沢町環境基本計画2026 (令和8年度～令和12年度)				
高根沢町地域経営計画	高根沢町地域経営計画2026 (令和8年度～令和12年度)				

計画期間

- 高根沢町全域を対象とします。
- 計画の対象とする環境の範囲は表のとおりです。

地球環境	緩和策（温室効果ガス削減）、適応策（気候変動の影響への適応）など		
	生活環境	景観・美化、大気汚染、水質汚濁、騒音・振動、土壤汚染対策など	
	資源循環	ごみの削減、資源の有効利用など	
	自然環境	生物多様性の保全、農地や里山の保全、自然とのふれあいなど	
人材育成とパートナーシップ			

対象とする環境の範囲

第Ⅰ章 計画策定の背景

I - 4 目指す環境の姿

私たちが暮らす地球では、地球温暖化や異常気象の増加、国境を越えた大気汚染やプラスチックごみの海洋流出、生物の絶滅など、環境危機ともいわれる環境問題が深刻化しており、人類の生存自体が脅かされています。その原因が日常生活や事業活動等、私たちの身近な活動であることを認識し、環境に配慮した行動に積極的に取り組み、持続可能な社会を構築していく必要があります。

また、本町の豊かな自然を守り、活かし後世に継続し、誰もが快適で住み続けたいまちをつくるため、目指す環境の姿を「自然と共存し 快適で住みよい 持続可能なまち たかねざわ」とし、この実現に向け、環境への取組を推進します。

目指す環境の姿

**自然と共に存し 快適で住みよい
持続可能なまち たかねざわ**



高根沢町環境基本条例

(ふるさとづくりの基本的な考え方)

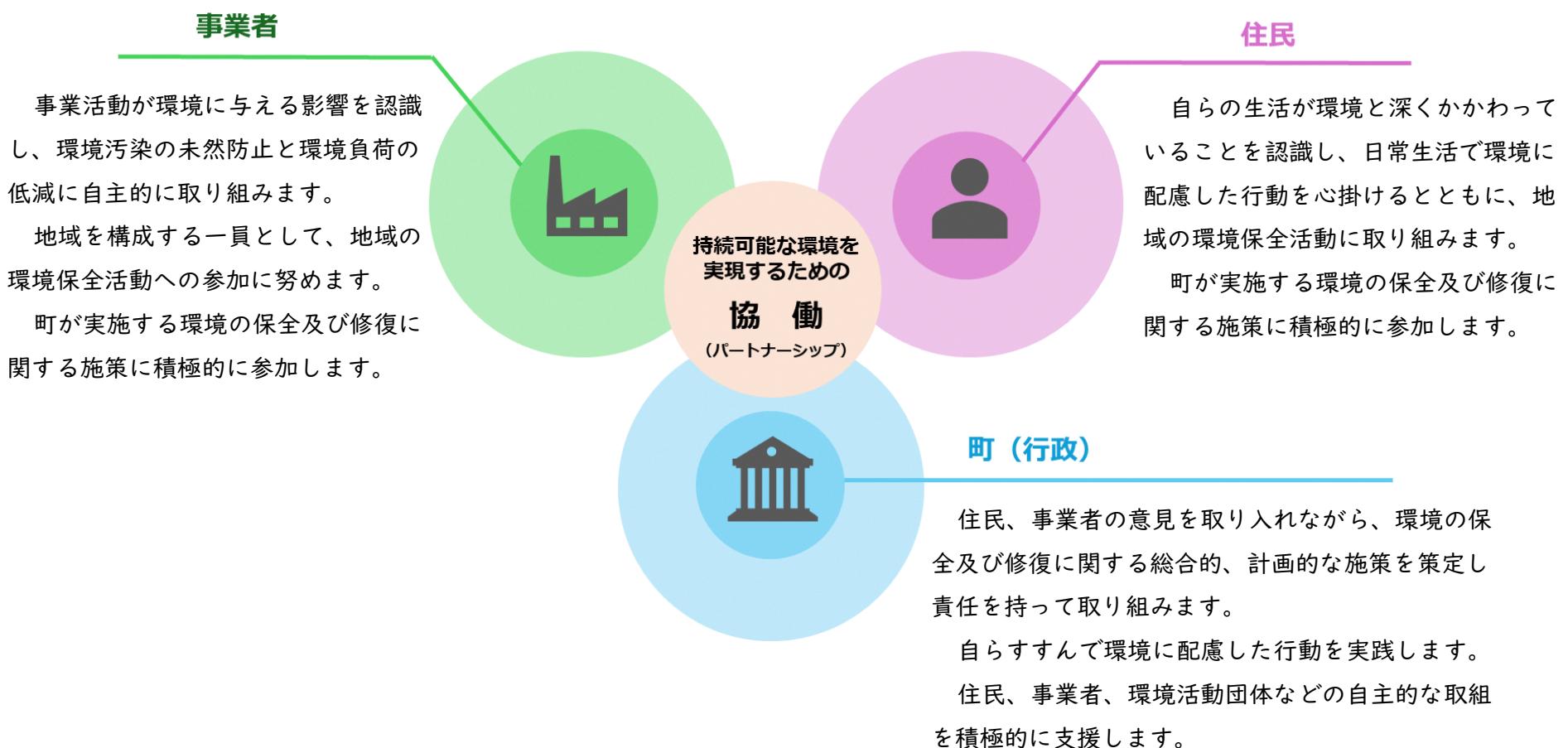
第3条 私たちと町は、次のとおりふるさとづくりを進めていきます。

- (1) 環境を健全で恵み豊かなものとして維持していきます。
- (2) 常に環境への負荷を軽くするための努力をします。
- (3) 環境への負荷を発見したときは、その原因を調べ、改善するための努力をします。
- (4) あらゆる分野でごみを資源として考え、できる限り出さないように努め、出したものについては循環させていきます。循環させることができないごみは、適正に処理を行います。
- (5) 自ら考え、行動した結果を子どもたちに伝えていきます。

第Ⅰ章 計画策定の背景

I - 5 住民・事業者・町の役割

持続可能な環境保全の実現には、住民・事業者・町の各主体が自らの役割を理解して積極的に取り組むことが大切です。



第2章

第2次環境基本計画の 成果と課題

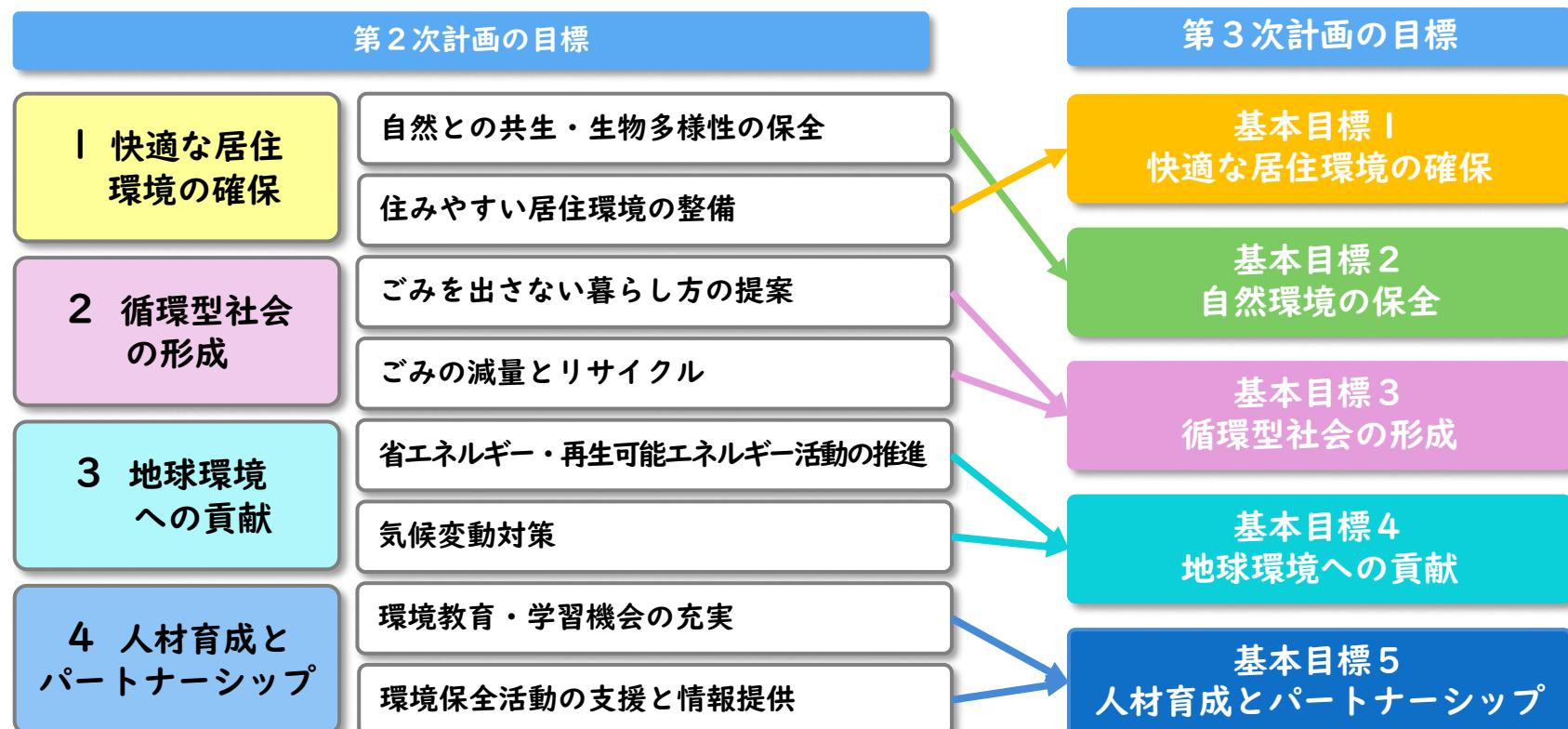


第2章 第2次環境基本計画の成果と課題

2-1 施策の構成

令和3(2021)年から令和7(2025)年までの第2次環境基本計画後期計画では、4つの基本目標を掲げ、実現を目指して施策に取り組みました。

「高根沢町環境基本計画2026」の策定にあたり、前計画策定後の環境や社会情勢の変化、SDGsの考え方を盛り込んで施策の整理と体系の見直しを行い、成果と課題をまとめました。



第2章 第2次環境基本計画の成果と課題

2-2 前計画（第2次計画）の主な成果と本計画（第3次計画）に引き継ぐ課題

「快適な居住環境の確保」に関する成果と課題

取組内容と主な成果	
自然との共生・生物多様性の保全	<ul style="list-style-type: none"> ■ 生物・植物の生息状況について自然環境基礎調査（追跡調査）を行いました。 ■ 農地に関して、水稻栽培等における生育・管理情報の広報を行っています。また、里山の保全のため、町民向けの里山森林整備イベントを開催しました。 ■ 高根沢町景観条例やガイドラインを策定し、田園風景と都市景観の融合を図りながら、美しい景観の保持を促進しています。
住みやすい居住環境の整備	<ul style="list-style-type: none"> ■ 水環境保全のため、町営水道・井戸水の水質調査や、合併浄化槽設置の補助金交付を行っています。 ■ 放射線モニタリングポストで町の放射線量を常に監視し、その情報を公開しています。 ■ 騒音・振動・悪臭について未然防止に努め、苦情が寄せられたときは、発生元や原因者に規制指導や是正を依頼しています。 ■ 近隣苦情の原因となる空き地の適切な管理や雑草の処理方法等について周知しています。また、犬や猫の適正な飼育についての普及啓発と、不妊・去勢手術費の補助も行っています。公害・環境苦情件数については、減少傾向にあり、令和2年度の209件/年から、令和6年度は111件/年に減少しました。 ■ 不法投棄・ポイ捨て対策として、各自治会やボランティア団体による美化活動を行っています。不法投棄発生件数は、令和2年度から令和6年度の5年間で平均55件となっています。 ■ 気候変動による災害への対策として、熱中症予防に関する普及啓発や防災士の育成、防災に関する補助金交付を行っています。また、クーリングシェルター用救護用品の備蓄・配付を行っています。

課題

- 農村地域における農業者の高齢化や担い手の減少に伴い、地域の集落機能の低下が課題となっています。
- 自然環境調査の結果、「準絶滅危惧種」「注目すべき種」の生息が確認されました。生物多様性保全のため、調査を継続する必要があります。
- 公害・環境苦情件数については減少傾向にあるものの、発生元や原因者への指導や普及啓発を継続して行う必要があります。
- ごみの不法投棄やポイ捨てが依然として見受けられます。環境美化やごみの捨て方に関する啓発を強化していく必要があります。
- 人命を脅かすような猛暑や極端な大雨の頻度が高まっており、住民・事業者・町が一体となって対策に取り組む必要があります。

第2章 第2次環境基本計画の成果と課題

2-2 前計画（第2次計画）の主な成果と本計画（第3次計画）に引き継ぐ課題

2 「循環型社会の形成」に関する成果と課題

取組内容と主な成果	
ごみを出さない暮らし方の提案	<ul style="list-style-type: none"> ■ エコライフアプリを活用した脱炭素に貢献する行動の一つとしてマイボトルの使用を設定し、むだのないお買い物を推進しています。 ■ 町内の児童生徒を対象とした環境ポスターコンクールや不要になった食器類のリユース活動などを行い、ものを大切にする意識の醸成を進めています。 ■ 食品ロスの現状調査としてごみ袋開袋調査を行いました。また、「フードバンクたかねざわ」にて、食料品の提供を行っています。 ■ プラスチックの再資源化や海洋プラスチックの削減を目指し、容器包装プラスチックのステーション回収や、容器包装以外のプラスチック製品の拠点回収を開始しました。
ごみの減量とリサイクル	<ul style="list-style-type: none"> ■ ごみの分別徹底について、全町に周知・啓発を行っています。また、高根沢町分別収集計画（第11期）を策定しました。 ■ 可燃ごみ排出量削減のため、生ごみ処理機器購入費を助成しています。また、廃食用油回収とリサイクルに関する連携協定の締結を行いました。 ■ リサイクル促進のため、資源の拠点回収やリサイクルイベントの開催等を行いました。容器包装プラスチックの回収は目標の60t/年を上回りました。 ■ 環境学習施設「エコ・ハウスたかねざわ」は資源回収ステーションを設置しており、令和6（2024）年度の利用者は31,588人でした。 ■ 土づくりセンターではもみ殻や牛糞などをたい肥化して有機肥料「たんたんくん」を製造し、それを使い栽培したコシヒカリを給食で提供することで食育と循環型農業の推進を図っています。 ■ ごみの適正処理のため、不燃物や処理困難物の適切な出し方等について周知しています。また、高根沢町災害廃棄物処理計画を策定しました。

課題

- 町民1人1日当たりの可燃ごみ排出量について、令和7年（2025）年度に400gを目指していますが、令和6（2024）年度時点では446g排出されており、排出量削減に向けた取組の強化が必要です。
- 食品ロスの発生状況について今後も調査を継続し、進捗を把握する必要があります。
- エコ・ハウスたかねざわの資源回収ステーションを活用した、ごみの削減やリサイクルに関する普及啓発イベント等をより積極的に行っていく必要があります。
- 循環型社会の形成に資する取組を町民全体に広げていくために、エコライフアプリ等を活用した普及啓発を促進することが重要です。
- 可燃系ごみのリサイクル率や資源ごみ回収量が伸び悩んでいます。引き続き資源ごみ回収団体の活動支援や住民に向けた普及啓発を推進する必要があります。

第2章 第2次環境基本計画の成果と課題

2-2 前計画（第2次計画）の主な成果と本計画（第3次計画）に引き継ぐ課題

3 「地球環境への貢献」に関する成果と課題

取組内容と主な成果	
省エネルギー・再生可能エネルギー活用の推進	<ul style="list-style-type: none"> ■ 公共施設の省エネルギーの取組を実施しています。令和6年度の公共施設のLED化率は80%になりました。 ■ 再生可能エネルギーの活用促進のため、太陽光発電等導入への補助金の交付を行っています。また、地球温暖化対策推進実行計画(区域施策編)を策定しました。
気候変動対策	<ul style="list-style-type: none"> ■ 地産地消の取り組みとして、地元の農産物の活用を推進しています。令和6年度には学校給食に使用する野菜・穀物のうち57.6%を町内産が占めました。 ■ 大気汚染防止のため、エコカーの購入補助制度やエコドライブの普及啓発を行うとともに、光化学スモッグやPM2.5に関する注意報を周知しています。町有車へのエコカー導入を進めており、令和6年度の導入率は38%となりましたが、目標値である45%には届きませんでした。 ■ ライフスタイルの見直しを進めるため、「デコ活」の普及促進を進めるとともに、日常での環境行動によるCO₂削減量をエコライフアプリの導入により可視化しています。 ■ 令和4年5月に高根沢町ゼロカーボンシティ宣言を表明しました。町が率先して温室効果ガスの削減を進めるために、「地球温暖化対策実行計画(事務事業編)」に基づいた行動を実施しています。令和6年度の温室効果ガス排出量は、平成25年度比で12.4%削減した一方、前年度比では9.4%増加しました。

🔍

課題

■ 公共施設の照明LED化率100%が未達成(令和6(2024)年度:80.0%)となっているため、引き続き庁内周知及び連携を図り、照明のLED化を進める必要があります。

■ 家庭向け脱炭素化普及促進補助金を令和7(2025)年7月に開始しました。申請件数や導入件数の実績把握と、より多くの町民への周知が必要です。

■ 地産地消の取組を学校給食以外の分野(家庭や飲食店等)にも広げ、フードマイレージ削減効果を町全体で高めることが課題です。

■ 令和6(2024)年度の町有車のエコカー導入率は38%になりました。目標の45%に達しておらず、導入促進をさらに強化する必要があります。

■ 令和7(2025)年1月に導入したエコライフアプリは環境行動の可視化に有効です。登録者数や利用頻度、CO₂削減量の定量的成果を継続的に把握し、利用拡大につなげる必要があります。

■ 公共施設からの温室効果ガス排出量は平成25(2013)年度比で12.4%削減したものの、令和6(2024)年度は前年度比で9.4%増加しており、さらなる削減につなげる対策強化が求められます。

第2章 第2次環境基本計画の成果と課題

2-2 前計画（第2次計画）の主な成果と本計画（第3次計画）に引き継ぐ課題

4 「人材育成・パートナーシップ」に関する成果と課題

取組内容と主な成果	
環境教育・環境学習の充実	<ul style="list-style-type: none"> ■ エコ・ハウスたかねざわでは、環境に関する教育・学習・体験プログラムや、イベント「エコ・フェスタ」の開催を行っています。令和6年度の施設利用者総数は52,261人となりました。 ■ 学校における環境教育の充実のため、出前講座やごみ・地球環境について学ぶ「総合学習」の支援に加え、ポスターコンクールを実施しています。
環境保全活動の支援と情報提供	<ul style="list-style-type: none"> ■ ボランティア団体「まち美化パートナー」を募集し、令和6年度末時点で29団体・937人が登録しています。また、町内一斉清掃活動「美化キャンペーン」に参加する自治会に、資材提供等の活動支援を実施しています。 ■ 環境負荷の低減を実践している「たかねざわエコファミリー」の登録世帯が、令和5年度末時点で484世帯となりました。なお、エコファミリー事業は令和7年1月から、歩行・自転車利用やリサイクル等の取組をポイント化して特典と交換できるエコライフアプリに引き継がれ、令和7年9月末の時点で約400人が登録し、特典協賛スポンサーの数は11社となっています。 ■ ごみの分別情報、リサイクル情報、地球環境や環境保全に関する情報を継続的に発信しています。

課題

- 「エコ・ハウスたかねざわ」では令和6(2024)年度に52,261人が利用し、教育・体験プログラムも26件実施されました。利用者が来場型に偏っているため、様々なプログラムを検討する必要があります。
- 間伐材を活用した出前講座を継続的に実施し、学校連携を進めています。より効果的なプログラム改善につなげるため、参加者数や満足度などの成果を定量的に把握する必要があります。
- 「まち美化パートナー」には令和6年度末時点で29団体・937人が登録し、美化活動を実施しています。自分たちの地域をきれいにする活動の普及と支援を継続して行います。
- ごみ・リサイクル等や環境情報のデジタル発信を拡充するため、体制整備や配信手段等の準備を進めています。

第3章 計画実現への取組



第3章 計画実現への取組

3-1 施策の体系図

貢献するSDGs



持続可能なまち
たかねざわ
自然と共に
存し快適で
住みよい



基本目標Ⅰ 快適な居住環境の確保



目標

「安全安心で快適な居住環境を確保し、住み続けたいまちをつくる」

公害の防止や、まちの美化を推進することで、誰もが安全安心で快適に暮らせる居住環境を確保します。

指標	現状値(R6年度)	目標値(R12年度)
主要河川等の水質検査の結果	環境基準値※達成	▶ 環境基準値達成継続
水洗化率(公共下水道への接続率)	86.7%	▶ 95.0%
合併処理浄化槽への転換に伴う宅内配管費用補助件数(累計)	114件	▶ 200件
狂犬病予防注射接種率	83%	▶ 85%以上
不法投棄発生件数	59件/年	▶ 減少
公害・環境苦情件数	111件/年	▶ 減少

※環境基準値については、各検査項目が以下の数値を満たしているかどうかで判断しています。

pH(水素イオン濃度。水の酸性、アルカリ性を示し、pH7が中性、小さくなるほど酸性、大きくなるほどアルカリ性であることを表す):6.5以上8.5以下

BOD(生物化学的酸素要求量。水中の汚濁物質の量が微生物によって酸化分解される際に必要とされる酸素量。値が大きいほど汚濁が進んでいることを示す):2mg/L以下

SS(浮遊物質量。水中に浮遊して溶解しない物質の総称):25mg/L以下

DO(溶存酸素。水中に溶解している酸素のこと。1気圧のもとで20°Cの清水には約9mg/Lの酸素が溶解し、水が清純であればあるほど、その条件における飽和量に近くなる):7.5mg/L以上

現状と課題

快適な居住環境と安全で健康な生活を維持するためには、大気汚染や水質汚濁などの公害を防止するとともに、ごみの不法投棄やペットの不適切な飼育、騒音、空き地の雑草繁茂などの近隣公害への対策も不可欠です。

県内では主要な大気汚染物質が環境基準を満たしていますが、光化学オキシダントのみ基準を達成していません。町内の主要河川では環境基準値を継続して達成しており、水質は良好に保たれています。公害や環境に関する苦情件数も減少傾向にありますが、引き続き発生元や原因者への指導や啓発が必要です。

また、平成24(2012)年に「高根沢町景観条例」を制定してガイドラインを策定し、田園風景と都市景観の融合を図りながら、美しい景観の保持を促進しています。一方で、不法投棄やポイ捨てが依然として見受けられ、環境美化やごみの捨て方に関する啓発の強化が必要です。

第3章 計画実現への取組

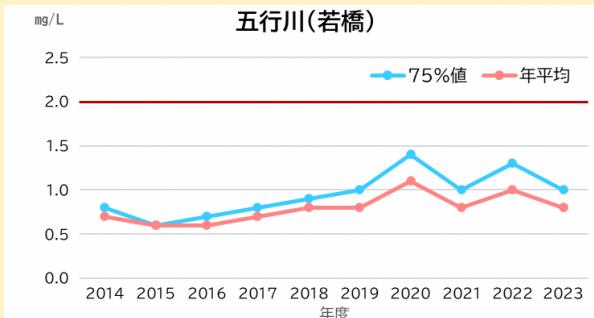
基本目標Ⅰ 快適な居住環境の確保

I 環境汚染の未然防止

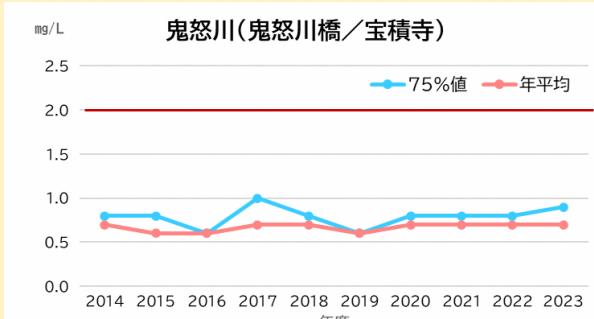
現状と課題

水質汚染の状況

本町の河川水・用水の水質は、良好な水質を維持しています。河川調査地点「五行川(若橋)」と「鬼怒川(鬼怒川橋/宝積寺)」の水質のBOD(生物化学的酸素要求量)は、両地点とも環境基準値の2mg/Lを下回っています。



令和5年度栃木県水質年表のデータを基に作成
五行川(若橋)のBOD値



令和5年度栃木県水質年表のデータを基に作成
鬼怒川(鬼怒川橋/宝積寺)のBOD値

施策	具体的な取組内容
水環境の保全・水質調査	<ul style="list-style-type: none"> 町では、町内の事業所や工場と「公害防止協定」を締結しています。協定を締結した事業所等から、工場排水の水質検査結果が定期的に報告され、その結果を町が監視します。 全町で水道が整備されています。その水質を常に監視し、良好な状態を保ちます。 公共下水道事業や農業集落排水事業を実施しています。未整備地区では合併浄化槽設置を促進し、生活排水による水質汚濁の防止に努めます。
主要河川や地下水の水質調査	<ul style="list-style-type: none"> 町内の主要河川や地下水の水質検査を毎年度実施し、環境基準値の達成を維持します。



出典:高根沢町

鬼怒グリーンパーク

町内の主要河川等の水質検査の結果は町ホームページに掲載しています。



<https://www.town.takanezawa.tochigi.jp/life/doro/kasen/suishitukensa.html>

第3章 計画実現への取組

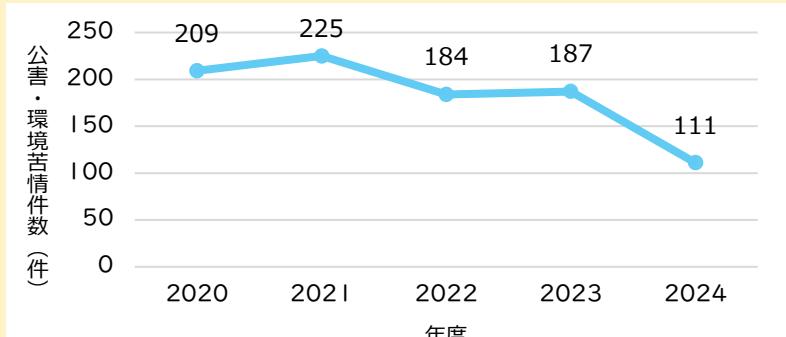
基本目標Ⅰ 快適な居住環境の確保

I 環境汚染の未然防止

現状と課題

公害・環境苦情件数

公害・環境苦情件数については、計画策定時（令和2（2020）年度）の209件/年から令和6（2024）年度に111件/年と減少しました。減少傾向はあるものの、事業者への指導や普及啓発を継続して行う必要があります。



出典：高根沢町
公害・環境苦情件数の年度ごとの推移

大気汚染の状況

県では、大気汚染防止法に基づき、計28か所の測定局において大気汚染の状況を監視しています。

令和5（2023）年度は、二酸化硫黄、二酸化窒素、一酸化炭素、浮遊粒子状物質及び微小粒子状物質について、すべての有効測定局で環境基準を達成しましたが、光化学オキシダントについては、すべての有効測定局で環境基準を達成していませんでした。

なお、町内に測定局はなく、宇都宮市が最も近い測定局となっています。

施策	具体的な取組内容
放射線量の監視	<ul style="list-style-type: none"> 町民広場内に設置した放射線モニタリングポストで町の放射線量を常に監視し、その情報を公開します。 水道水や下水道汚泥の放射線量を定期的に測定し、安全を確認します。
騒音・振動・悪臭の防止	<ul style="list-style-type: none"> 事業所や工場、建設作業現場などで発生する騒音・振動・悪臭については、法令に基づく届出により未然防止に努めます。 苦情が寄せられたときは、発生源を確認し、発生者に規制指導や是正の依頼をします。
大気汚染の防止	<ul style="list-style-type: none"> 自動車の排気ガスによる大気汚染防止のため、電気自動車の普及やエコドライブの啓発を進めます。 町有車を順次電気自動車に更新します。 光化学スモッグ（光化学オキシダント）やPM2.5に関する注意報が気象台から発令された場合には、住民や学校等に周知します。



出典：環境再生保全機構

第3章 計画実現への取組

2 住みやすい居住環境の整備

現状と課題

環境美化と景観の保全

町では「とちぎの環境美化県民運動」県民統一行動日に合わせて、各自治会による美化活動を行っています。

また、平成24(2012)年に「高根沢町景観条例」を制定してガイドラインを策定し、田園風景と都市景観の融合を図りながら、美しい景観の保持を促進しています。

一方で、ごみの不法投棄やポイ捨てが依然として見受けられるため、環境美化やごみの捨て方に関する啓発を強化していく必要があります。



出典:高根沢町

全国疎水百選 おだきさん

基本目標Ⅰ 快適な居住環境の確保

施策	具体的な取組内容
近隣環境 対策	<ul style="list-style-type: none"> 空き地の雑草を繁茂させたまま放置すると、害虫の発生やごみの不法投棄を誘発し、安全上も問題があります。土地の所有者に対して、空き地の適正管理について啓発・指導を行います。 煙や臭いが発生し、近隣の迷惑となる廃棄物の野外焼却防止対策を進めます。 犬の飼主には、飼い犬の登録と狂犬病予防注射を接種させる義務があります。狂犬病予防注射の接種を促進するため、集合注射や啓発活動を実施します。 犬や猫のふん便や不適正飼養を防止するために、ふん便防止看板の設置や犬のしつけ教室を開催して、啓発活動を行います。また、犬や猫の無秩序な繁殖を抑制するために、不妊・去勢手術費の一部を補助します。
不法投棄・ ポイ捨て 対策	<ul style="list-style-type: none"> ごみの不法投棄やポイ捨ては景観を損ない、公衆衛生の面でも望ましい状態ではありません。不法投棄やポイ捨てを抑制するために、注意喚起の看板を設置し、定期的に環境パトロールを実施します。 町内一斉清掃「美化キャンペーン」や、美化ボランティア「まち美化パートナー」による活動を支援します。
美しい景観 の保持	<ul style="list-style-type: none"> 町では、平成24 年に「高根沢町景観条例」を制定してガイドラインを策定し、田園風景と都市景観の融合を図りながら、美しい景観の保持を推進しています。



住民の役割

- 美しく住みやすいまちづくりのために、住まいの周辺の環境美化や景観の調和に協力しましょう。
- 町が実施する環境調査の結果を通して、町の環境への理解を深めましょう。
- 犬や猫などのペットは責任をもって飼いましょう。
- 美化キャンペーンやまち美化パートナーに参加しましょう。
- ポイ捨ても含めたごみの不法投棄防止対策へ協力しましょう。



事業者の役割

- 美しく住みやすいまちづくりのために、事業所の周辺の環境美化や景観の調和に協力しましょう。
- 事業で発生する騒音等に十分配慮し、廃棄物・排水を適正に処理して公害を防止しましょう。
- 事業所の操業状況や化学物質の使用状況、公害防止の取組などについて積極的に開示を行いましょう。
- まち美化パートナーなどの町の清掃活動へ積極的に参加し、環境美化に努めましょう。



まち美化パートナー活動を支援しています ~自分たちのまちは自分たちできれいに~

美しく住みやすいまちづくりのために、公園や道路などの美化活動をするボランティアを随時募集しています。
活動に必要な軍手・ごみ袋・道具(ホウキや草刈りカマ等)を支給・貸与します。
募集の詳しい内容や登録方法、支給・貸与できる物品等は町ホームページに掲載しています。

<https://www.town.takanezawa.tochigi.jp/life/kankyo/shien/partner.html>



基本目標2 自然環境の保全



目標

「豊かな自然と共生し、生物多様性を共創するネイチャーポジティブなまちをつくる」

多様な生物の生息・生育環境の保全を図り、本町の豊かな自然資源を活用した産業が活性化するとともに、自然との共生が重要視された社会の構築を目指します。

なお、生物多様性基本法に基づく生物多様性地域戦略にあたる本目標については、町のあるべき姿（状態）である状態目標と、状態目標を達成するための行動目標（指標）を定めます。

生物多様性地域戦略の状態目標

状態目標1：生態系が保全・回復された状態

状態目標2：自然と共生しながら自然資本を活用し、各種産業に活気がある状態

状態目標3：人と生物多様性や自然のつながりが重要視され、保全活動等が活発に行われている状態

指標	現状値(R6年度)	目標値(R12年度)
自然環境調査（生き物調査）の実施	実施	▶ 毎年度継続して実施
栃木県レッドリストにおける重要種※の生息数	12種	▶ 12種を維持
新規就農者数	4人	▶ 25人/5年間
元気あっぷむら施設来場者数	399,259人	▶ 550,000人
環境に関する講座・イベント等への参加者数	2,410人	▶ 3,000人

※重要種：准絶滅危惧種、注目すべき種など

第3章 計画実現への取組

基本目標2 自然環境の保全

行動・施策

自然環境調査（生き物調査）の実施

農業を担う人材育成・新規就農者への支援
道の駅たかねざわ元気あっぷむらを拠点とした町の魅力創出

自然や生物多様性保全について知り・学び・活かすことができる、豊かな自然と触れ合う体験や環境に関する講座・イベント等の充実

アウトプット 行動目標・指標

- 自然環境調査（生き物調査）を毎年度継続的に実施し、動植物の生息・生育状況を把握する
- 栃木県レッドリストにおける重要種の生息数を維持する

- 持続可能な農業の実現のため、新規就農者数の増加を目指す
- 温泉や地場の特産品、遊びや体験などの自然資本を活かして、道の駅たかねざわ元気あっぷむらの来場者数を増やす

- 農業・農村の持つ多面的機能の維持・発揮のための地域活動と連携した生き物調査や観察会等の自然体験教室、学校等への出前講座、生物多様性保全活動など、環境関連イベント等の参加者数を増やす

アウトカム 状態目標

状態目標1/生態系が保全・回復された状態

- 重要種である動植物が生息・生育している
- 継続的に動植物の実態が把握され、保全活動に活かされている

状態目標2/自然と共存しながら自然資本を活用し、各種産業に活気がある状態

- 自然と共存した持続可能な農業が普及している
- 観光事業に自然資本が活用されている

状態目標3/人と生物多様性や自然のつながりが重要視され、保全活動が活発に行われている状態

- 町で暮らす人や町にかかわりのある人が豊かな自然の価値を認識している
- 様々な主体が連携して生物多様性の保全に取り組んでいる

豊かな自然と共存し、生物多様性を共創する
ネイチャーポジティブなまち

生物多様性地域戦略の状態目標達成に向けたロジックモデル

現状と課題

令和7(2025)年に行った自然環境調査においては、動物と植物を合わせて計12種の重要種が確認されました。町内の生物多様性や自然環境を豊かな状態に保っていくために、保全活動を積極的に推進していく必要があります。

地域農業を持続的に支えていくため、後継者・担い手の確保・支援や、地域集落の機能回復・保全活動を推進していく必要があります。

第3章 計画実現への取組

基本目標2 自然環境の保全

I 自然や生物多様性への理解促進

生態系の状況

本町の生態系を把握するため、令和7(2025)年に桑窪-上柏崎地区、宝積寺地区において水辺などの水田環境を中心に自然環境調査を実施しました。

植物、両生類、爬虫類、哺乳類、昆虫類において、以下のとおり重要種及び外来種が確認されました。

重要種	
植物	ミクリ属sp.、トキホコリ
両生類	アカハライモリ、ニホンアカガエル、トウキョウダルマガエル
爬虫類	ヒガシニホントカゲ、ニホンカナヘビ、シマヘビ、ヤマカガシ
哺乳類	カヤネズミ、ニホンイタチ
昆虫類	アオモンイトンボ

外来種	
植物	アレチウリ、イチビ、オランダガラシ、エゾノギシギシ、ムシリナデシコ、ワルナスピ、ヤナギハナガサ、オオブタクサ、アメリカセンダングサ、セイタカアワダチソウ、オオオナモミ
両生類	ウシガエル
爬虫類	—
哺乳類	アライグマ、ハクビシン
昆虫類	アカボシゴマダラ

現状と課題

施策	具体的な取組内容
生物多様性に関する普及啓発の推進	<ul style="list-style-type: none"> ■ 自然環境調査(生き物調査)の結果を環境学習等に活用します。 ■ 町の生物多様性に関する情報を発信し、保全活動の普及啓発を行います。
自然環境のモニタリングの実施	<ul style="list-style-type: none"> ■ 町の自然環境の状態を把握して的確な施策を行うために、多面的機能支払交付金広域化推進事業と連携して、継続的に自然環境調査(生き物調査)を行います。 ■ 調査の結果を広く周知し、豊かな自然を未来に引き継ぐための取組を推進します。
外来種および野生鳥獣対策の推進	<ul style="list-style-type: none"> ■ クビアカツヤカミキリ等の外来種による農林水産業への被害拡大防止のため、県と連携し住民への啓発を行います。 ■ 高根沢町鳥獣被害防止計画に基づき、捕獲活動やわなの設置等に関する取組等を推進します。



レッドデータとちぎWEB

栃木県版レッドラリストに掲載されている希少な動植物種について、位置情報と写真を掲載しています。身近にいる希少な動植物種や生き物の情報を調べたい時等に活用できます。



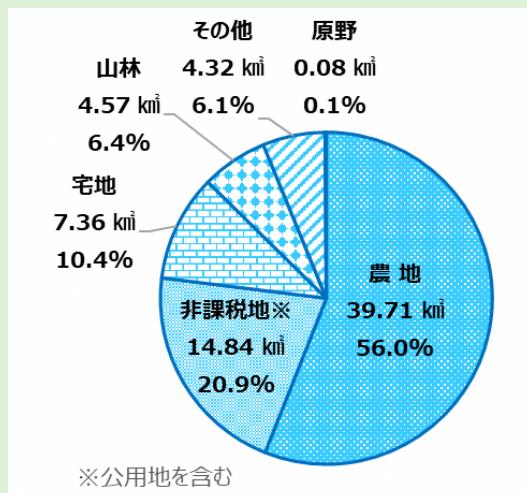
<http://tochigi-rdb.jp/>

第3章 計画実現への取組

2 自然環境、生物多様性の保全と創出

自然環境の状況

本町の土地利用状況は農地が 39.71 km^2 (56.0%)と過半を占め、町の基盤を形成しています。次いで非課税地(公用地含む)が20.9%、宅地が10.4%、山林が6.4%と続きます。豊かな自然環境に恵まれている一方で、山林率は開発の進展に伴って低下しています。



出典:高根沢町オープンデータ
地目別土地利用状況(令和7(2025)年)

また、本町の人口1人当たりに対する都市公園等の面積は、令和6(2024)年度時点で 38.4 m^2 であり、県内の市・町の中で最多となっています(2位は日光市の 25.7 m^2)。これらを適切に管理し、町民の憩いや交流の場としてはもちろん、自然や生物とふれあう場としても活用し、県内外他市町村からの来訪客の増加につなげていく必要があります。

現状と課題

施策	具体的な取組内容
農地・里山の保全	<ul style="list-style-type: none"> 農業に携わる人材の育成や、森林・里山の機能回復のための保全活動の支援を行います。 農業被害の原因となり、公衆衛生や生態系保全に影響を及ぼす外来生物・有害鳥獣への対策を行います。 農村地域における農業者の高齢化や担い手の減少等に伴い、地域の集落機能の低下により支障が生じつつある農業・農村が有する多面的機能の維持・発揮を目的に、農地の保全等につながる活動を広域的に支援する、多面的機能支払交付金広域化推進事業を推進します。 高根沢町森林環境譲与税活用基本方針に基づき、森林環境譲与税を活用した森林整備や木材利用を推進します。
自然体験や生き物とふれあう機会の提供	<ul style="list-style-type: none"> 町の自然を活用した自然体験学習やイベントの開催により、自然や生きものとふれあう機会を提供します。



里山保全活動の様子

出典:高根沢町

第3章 計画実現への取組

コラム 高根沢町に生息する生き物たち

本町は、関東平野を代表する米どころとして知られ、その水田環境を中心に様々な生き物が生息しています。令和7(2025)年に実施した自然環境調査では、環境省第4次レッドリスト※1や栃木県第4次レッドリストに掲載のある重要種や特定外来生物※2など様々な生き物が確認されました。

※1レッドリスト：絶滅のおそれのある野生生物の種のリスト

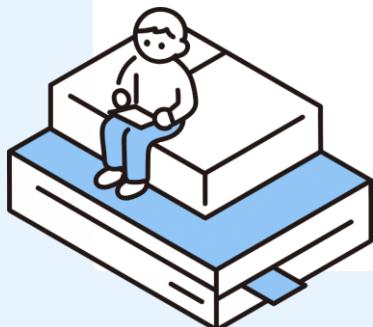
※2特定外来生物：生態系、人の生命・身体、農林水産業に被害を及ぼす、または及ぼすおそれのある外来生物



トキヨウダルマガエル



トキホコリ



ヒガシニホントカゲ



調査風景



住民の役割

- 身近な自然環境に興味を持ち、自然を守る活動に参加しましょう。
- 町が発信している生物多様性情報に関心をもち、学習しましょう。
- 外来生物への正しい理解を深め、ペットの責任ある管理をしましょう。
- 町が実施する環境学習講座やイベント等に積極的に参加しましょう。
- 環境問題について、学んだことや考えたことについて、家族や地域、学校等で積極的に話し合い、行動していきましょう。



事業者の役割

- 身近な自然環境に興味を持ち、自然を守る活動に参加しましょう。
- 自社の事業活動の生物多様性への影響を把握し、事業活動が生物多様性に与える影響をできる限り小さくしましょう。
- 事業所の敷地内で生きものが好む緑地を保全・創出し、生物多様性緑化を行いましょう。
- 事業所における生物多様性関連情報（モニタリング結果や取組）を共有しましょう。
- 業界団体や産業支援機関等が開催する環境保全に関する研修、視察等に積極的に参加しましょう。



町の田園風景

出典：高根沢町

基本目標3 循環型社会の形成



目標

「限りある資源を効率的に循環させる 環境負荷の低いまちをつくる」

ごみの減量や資源化に取り組みやすい環境を整備し、限りある資源を効率的に活用し、持続可能な形で循環させながら利用する「サーキュラーエコノミー」への移行を推進とともに、安定的で効率的な廃棄物処理体制を確立します。

指標	現状値(R6年度)	目標値(R12年度)
可燃ごみ排出量の削減(町全体)※一般廃棄物のみを対象とする	5,624t	▶ 5,500t
住民1人1日当たり可燃ごみ排出量	446g	▶ 400g
プラスチック回収量	74t	▶ 120t
《資源循環推進計画の目標》 家庭系ごみのリサイクル率	12.4%	▶ 15%
《食品ロス削減計画の目標》 家庭系食品ロスの量 ※1人1日当たりの量	52g	▶ 46g

※国の食品ロス削減計画における目標では基準年度平成12(2000)年度比で令和12(2030)年度に半減するとしており、それに基づいて町の目標値を計算しています。

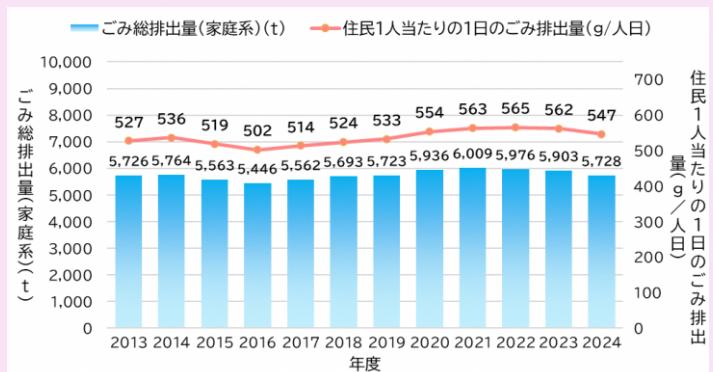
第3章 計画実現への取組

I ごみの減量とリサイクル

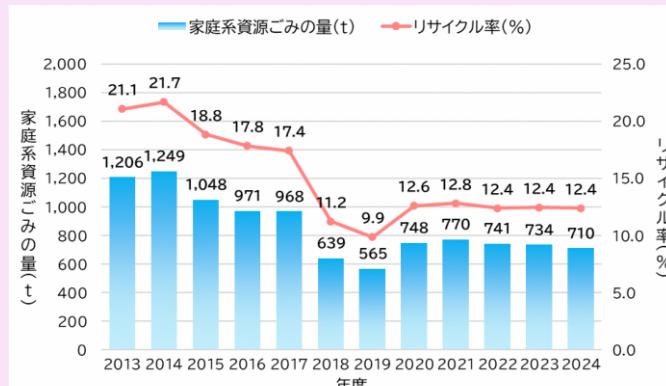
現状と課題

ごみの排出状況

家庭から排出されるごみの総量はほぼ横ばいで推移しており、令和6(2024)年度は5,728トン、1人当たり547グラムとなりました。一方で、ごみのリサイクル率は12.4%と減少傾向にあり、ごみ減量と資源循環の取組強化が課題です。



出典：高根沢町
ごみの総排出量（家庭系）と住民1人当たりの1日のごみ排出量の推移



出典：高根沢町
家庭系資源ごみの量とリサイクル率の推移

施策	具体的な取組内容
廃棄物等の発生抑制・再使用の促進	<ul style="list-style-type: none"> 町では、「高根沢町一般廃棄物処理実施計画」「高根沢町分別収集計画」を策定し、可燃ごみのほかに資源びんやペットボトル、容器包装プラスチックなどを分別して回収し、再資源化を進めています。 毎年「高根沢町のごみの出し方～資源・ごみ収集のお知らせ」を発行して全町に配付し、ごみの分別について周知・啓発をしています。 ごみ・資源の分別方法や収集日カレンダーなどを発信するアプリを導入します。 事業所等から排出される「事業系ごみ」は、各事業所に分別の徹底と適正処理を促し、排出量の削減を図ります。 ものを買うときは環境や社会に配慮した製品を選び、ものに愛着を持って大切に使い、直せるものは修理して使う・ものを使い捨てにしない意識が高まるように啓発活動を行います。 食品ロスに限らず、必要なないもの・必要なない量を購入すると、最終的にはごみを増やすことにつながります。本当に必要か・量は適量かをよく考える「むだのない賢いお買い物」を推進します。



出典：高根沢町
エコパークしおや



エコパークしおやは本町の可燃ごみや不燃ごみ、粗大ごみを処理しています。焼却時の余熱は再利用され、資源物は民間業者によって再資源化されています。



エコパークしおや
ホームページ

第3章 計画実現への取組

基本目標3 循環型社会の形成

I ごみの減量とリサイクル

ごみの分別区分と収集方法

現状と課題

本町のごみ・資源の分別区分と収集方法は以下のとおりです。

毎年3月に分別区分・収集方法・収集日を掲載した「高根沢町のごみの出し方」を発行し、新聞折込、公共施設、指定袋販売店（一部）、町ホームページで配布・公開しています。令和5年度の住民1人当たりのごみ排出量は、栃木県内市町の少ない順で6位でしたが、リサイクル率は14位でした。プラスチックなどの資源の分別回収・再資源化をさらに促進する必要があります。

【家庭系】

分別区分	収集方法	出し方 (ごみ処理手数料)		
		ステーション	拠点	戸別
紙くず・生ごみ				指定袋に入れる 20L・200円/10枚 30L・300円/10枚 40L・400円/10枚
木製品類	週2回	—		
プラスチック類				
衣類・布類				
資源びん	月1回	○		
カン・ガラス・不燃物	月1回	カン○		
ペットボトル	月1回	○		
新聞紙				
古紙	月1回	○		資源ごみ専用コンテナに入る 1個・700円
ダンボール				
雑誌・雑紙				
牛乳パック				
プラスチック	月2回	○	—	種別ごとにひもで十字に束ねて出す
製品プラスチック	—	○	—	透明または半透明の袋に入れて出す
古着古布	—	○	—	資源回収イベント時に回収
剪定枝	—	—	○	衣類・布類等
廃食用油	—	○	—	1kgにつき10円
使用済み小型家電	—	○	—	植物性の廃食用油
携帯電話・スマート	—	○	—	バッテリー等をはずす
インクカートリッジ	—	○	—	バッテリー等をはずす
使用済み食器類	—	○	—	メーカーの指定なし
小型充電池	—	○	—	資源回収イベント時に回収
粗大ごみ	—	—	月2回	リサイクルマークがあるもの 事前申込制!点につき 1,000~4,000円

【事業系】

分別区分	収集方法	ごみ処理手数料
可燃ごみ	事業者による直接搬入、または町許可事業者への委託による収集運搬	
資源ごみ		事業者と収集運搬業者の契約による

施策	具体的な取組内容
プラスチックごみ対策の推進	<ul style="list-style-type: none"> 家庭から排出されるプラスチックごみ（容器包装プラスチック及びプラスチック製品）を一括で回収して再資源化し、資源循環を促進します。 マイバッグ・マイバスケットの利用を推進してレジ袋を減らし、海洋プラスチック（マイクロプラスチック）削減を目指します。 国が進める「プラスチックスマート」、県の「プラごみゼロ宣言」「プラスチック3R+3R」に賛同し、啓発活動を進めます。
廃棄物等のリサイクルの促進	<ul style="list-style-type: none"> 使用済小型家電やリチウム充電池の再資源化のため、回収量の増加を目指します。 自治会や育成会などが実施する「資源ごみ集団回収」に報償金を交付して、リサイクルに協力する団体の活動を支援します。 廃食用油の回収を強化し、航空機のジェット燃料(SAF)に再生する事業に参画します。 資源としてリサイクルできる可燃系ごみの分別回収を促進し、リサイクル率向上を目指します。 生ごみの減量と再資源化を促進するため、生ごみ処理機器の購入費の一部を助成します。 「土づくりセンター」では、農業で排出される家畜糞尿やもみがら等を堆肥化しています。作られた堆肥「たんなんくん」を使用した農産物は、学校給食で提供されるほか、町内の直売所で販売され、地産地消の促進に貢献します。

第3章 計画実現への取組

2 廃棄物等の適正処理の推進

基本目標3 循環型社会の形成

ごみ・資源の処理工程

本町のごみ・資源の処理体系は図のとおりです。

可燃ごみ、その他の可燃ごみは塩谷広域行政組合「エコパークしおや」のエネルギー回収型廃棄物処理施設で焼却し、焼却灰は搬出して処理委託・最終処分委託されています。

不燃ごみ、粗大ごみは、「エコパークしおや」のマテリアルリサイクル推進施設で処理・分別され、可燃物は焼却、他は再資源化委託・最終処分委託されています。古紙等やプラスチック等の資源は再資源化事業者に引き渡し・売却しています。

ごみ・資源を適正に処理・再資源化するために、分別・収集日・ごみステーション利用のルールなどを分かりやすく周知・啓発する必要があります。



現状と課題

施策	具体的な取組内容
廃棄物等の不適正な処理の防止	<ul style="list-style-type: none"> ごみの中には、リサイクルが困難な不燃物や処理困難物があります。これらについては、環境に配慮した適正処理を行います。 不法投棄防止巡回パトロールの実施や、ごみの適正処理について、住民及び事業者の啓発を行うとともに、警察機関や地域住民と連携を図って不法投棄の監視体制を強化していきます。
収集・運搬体制と処理施設の整備	<ul style="list-style-type: none"> 必要に応じてごみステーションの設置基準を見直し、設置数及び設置位置の適正化に努めるとともに、ごみステーションの利用やごみの排出方法に関する指導に努めます。 中間処理施設であるエコパークしおやの運営事業者がごみの受入から処理及び排ガスの処理並びに設備の維持管理を適切に行っているかについて、塩谷広域行政組合においてモニタリング等により確認を行い適切な運営に努めます。 エコパークしおやから発生する焼却残渣や粗大ごみ処理施設から発生する残渣の有効利用について継続して行い、埋立物の資源化による最終処分量削減に取り組みます。
非常災害時における災害廃棄物等の処理体制の整備	<ul style="list-style-type: none"> 震災や水害等の大規模な災害時に発生した災害廃棄物は、「災害廃棄物処理計画」に基づき処理します。また、塩谷広域行政組合において、平時から災害時の対応について協議し、協力・連携体制を構築し、訓練等を通じて体制整備を図ります。

第3章 計画実現への取組

基本目標3 循環型社会の形成

3 食品ロス削減対策の推進

食品廃棄物の現状

現状と課題

令和6(2024)年度に、町内の家庭から排出される一般廃棄物（食品廃棄物）に占める食品ロス量の割合を把握するため、ごみ袋の開袋調査を実施しました。

市街地と農村部それぞれと全体について、試料の全量と食品廃棄物及び食品ロスの量を集計した後、重量と割合を算出し、これらの結果に基づき町全体の家庭から排出される食品廃棄物と食品ロスの量の推計を行いました。

市街地と農村部の可燃ごみを比較すると、市街地の方が食品廃棄物の割合が高くなっています。①で算出した食品ロスの量は544,651kg、②で算出した食品ロスの量は558,202kgとなりました。

また、住民1人当たりの食品ロスの量を計算すると、年間で約19kg、1日当たり52~53gとなりました。（人口は令和6年4月1日現在の28,757人で算出）

国の推計（令和4(2022)年）によると、「国民1人当たりの1日の食品ロス量」は103gで、そのうちの約半分が家庭系から排出されていると見込まれており、本町の推計結果もほぼ同じ結果となりました。

食品廃棄物・食品ロス量推計

※単位はkg

食品廃棄物	食品ロス	推計① 全体の割合で 算出				推計② 市街地・農村部の人口割合と食品廃棄物の割合で算出 (人口割合 市街地:農村部=1.8:1 ※注)			
		全体	市街地	農村部	市街地+農村部	市街地	農村部	市街地+農村部	
令和5年度の家庭系可燃ごみ収集量									
		4,806,660	3,089,996	1,716,664	4,806,660				
直接廃棄	①100% 消費・賞味期限内	0	0	0	0				
		47,221	18,793	23,965	42,758				
		122,775	109,870	24,852	134,722				
		169,997	128,663	48,817	177,480				
	②100% 未満残存	13,411	15,902	320	16,222				
		42,499	39,033	7,988	47,021				
		34,235	13,011	17,752	30,763				
		90,146	67,946	26,060	94,005				
	小計(直接廃棄)	260,142	196,609	74,877	271,486				
	③食べ残し	284,509	150,348	121,599	271,947				
	食品ロス計	544,651	346,957	211,246	558,202				
④調理くず		744,917	568,142	211,246	779,387				
	食品廃棄物小計	1,289,568	915,098	407,722	1,322,820				
	⑤その他	28,333	23,130	7,101	30,231				
	食品廃棄物計	1,317,900	938,229	414,823	1,353,051				

(※注 R2国勢調査による町の人口29,229人 うち市街地18,787人、農村部10,442人)

施策	具体的な取組内容
食品ロス削減意識の醸成	<ul style="list-style-type: none"> 県と町は、「どちキャラーズの3きり運動」、「どちぎ食べきり15運動」を推進します。 ホームページや広報紙等により、食品ロス削減につながる消費行動の啓発を行います。 学校給食では、町産・県産の農産物を率先して使用し、学校給食における地産地消をさらに促進することで、食育を推進します。
未利用食品等の有効活用	<ul style="list-style-type: none"> 家庭で余っている食材のうち、常温保存ができ、未開封で賞味期限が一定期間以上残っているものは、社会福祉協議会が実施する「フードライブ(フードバンク)」で寄付を受け付けます。 こども食堂活動等への支援を検討します。 一定期間が経過し、防災備蓄の役割を終えた食品について、有効活用を行います。 フードシェアリングサービスの活用など、民間事業者との連携を視野に取組を検討していきます。



第3章 計画実現への取組

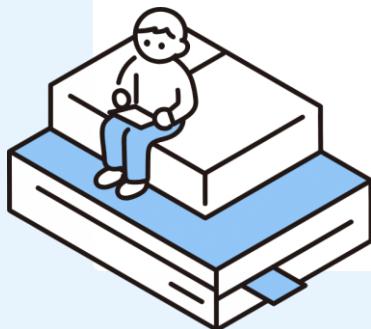


コラム 「残さず食べよう！とちぎ食べきり15（いちご）運動」



まだ食べられるにもかかわらず捨てられてしまう食べ物を「食品ロス」と言い、国内で年間約472万トン発生しています。この量は、なんと”国民1人1日当たりの茶わん約1杯のご飯の量”に相当します。「もったいない」と思いませんか!?

そこで、栃木県では料理の食べ残しを減らすため、会食（飲み会、食事会、テイクアウトなど）や御家庭での食事時には、「いただきます！」のかけ声後と、「ごちそうさま！」のかけ声前のそれぞれ15分は、自席で料理をいただく「食べきり15（いちご）運動」の実施を呼びかけ、食品ロスの削減を推進しています。



出典：栃木県



住民の役割

- ごみの分別ルールを守りましょう。
- プラスチックを分別して、可燃ごみを減らしましょう。
- 「3きり運動」で食品ロスを減らしましょう。
- ムダを出さない買い物を心がけましょう。
- レジ袋の削減に協力しましょう。
- ものを大切に使い、使えるけれど不要なものは、人に譲るかリサイクルショップを利用しましょう。



事業者の役割

- ごみの分別を徹底し、適正に処理しましょう。
- ごみの排出量削減に努めましょう。
- 再利用が可能な製品を製造・販売しましょう。
- リサイクルできる製品や、エコマーク製品・グリーン購入対象の製品を選びましょう。
- 「3きり運動」で食品ロスを減らしましょう。
- レジ袋の削減に協力しましょう。

第3章 計画実現への取組

地球温暖化対策実行計画(区域施策編)

地球温暖化対策実行計画(事務事業編)

気候変動適応計画

基本目標4 地球環境への貢献



目標

「地球温暖化を防止し、気候変動の影響に適応した地球環境にやさしいまちをつくる」

2050年カーボンニュートラルの実現に向けて、住民・事業者・町が一体となって温室効果ガス排出量を削減します。また、すでに現れている地球温暖化による気候変動の影響に対応するための適応策についても推進していきます。

指標	現状値(R6年度)	目標値(R12年度)
家庭向け脱炭素化普及促進事業の活用件数	4件	▶ 50件
事業所向け脱炭素化普及促進事業の活用件数	事業なし	▶ 20件
地球環境に貢献できるライフスタイルの定着	定着を啓発	▶ 定着が進んでいる
クーリングシェルター登録数(累計)	13か所	▶ 15か所
《地球温暖化対策推進実行計画(区域施策編)の目標》 町域の温室効果ガス排出量を平成25(2013)年度比で 令和12(2030)年度に46%以上削減。 令和32(2050)年度に100%削減し、脱炭素を達成。	136,183t(R2) 169,354t(H25)	▶ 91,451t
《地球温暖化対策推進実行計画(事務事業編)の目標》 町の事務事業から排出される温室効果ガスの排出量を 平成25(2013)年度比で令和12(2030)年度に 50%削減。	3,787t(R6) 4,324t(H25)	▶ 2,162t

※本計画において対象とする温室効果ガスは二酸化炭素(CO₂)とし、排出量を把握する部門は産業部門、業務その他部門、家庭部門、運輸部門、廃棄物分野とします。なお、それぞれの算定方法については、資料編に記載します。

第3章 計画実現への取組

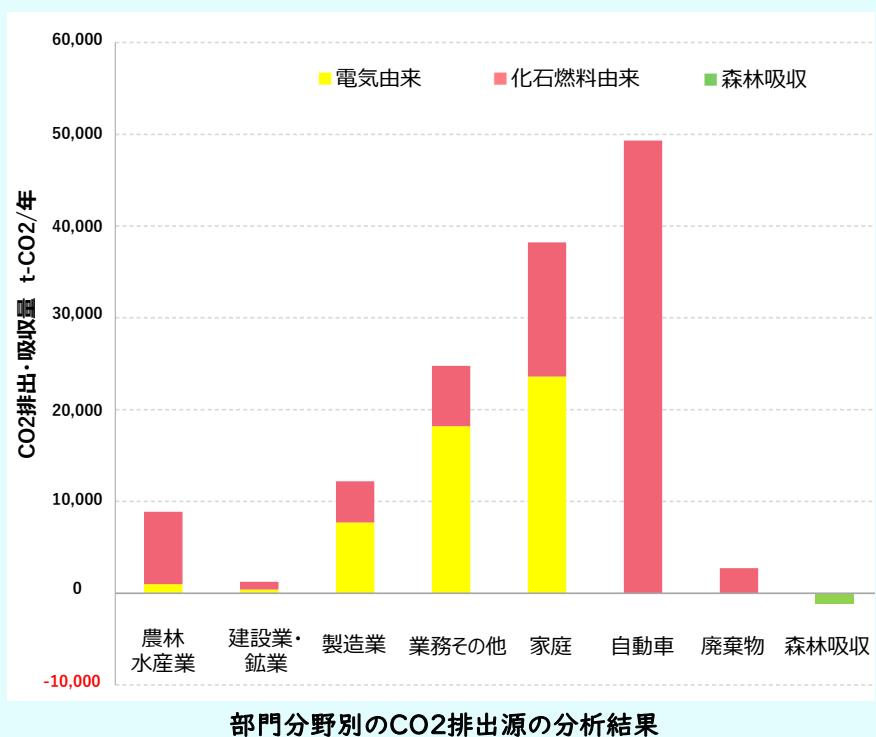
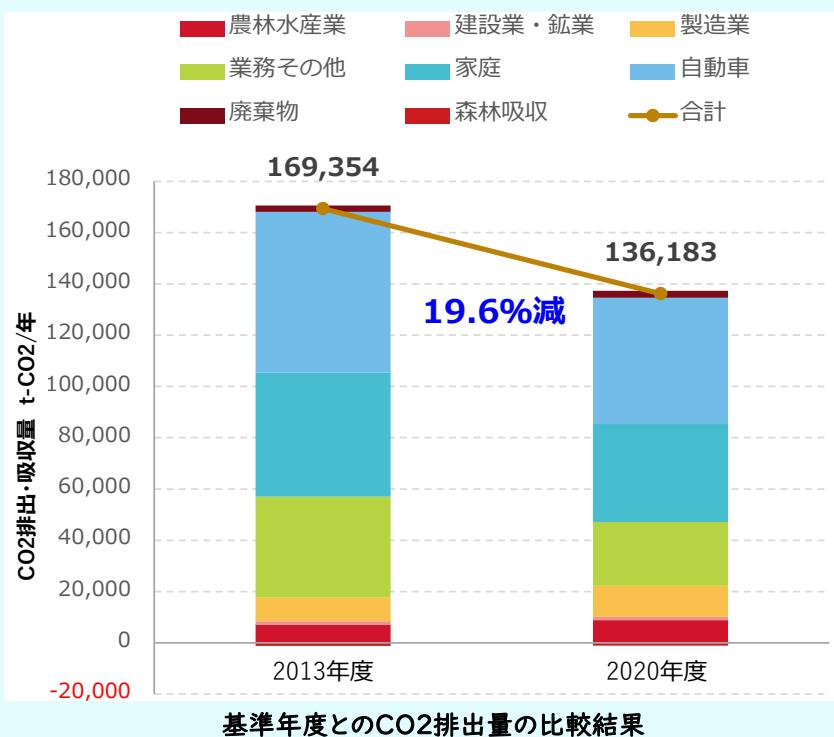
基本目標4 地球環境への貢献

I 温室効果ガス排出量の削減

① 現状と課題

本町の温室効果ガス排出量は、基準年度である平成25(2013)年度と比較して19.6%削減されています。令和12(2030)年度の46%以上、令和32(2050)年度に脱炭素化を本町として達成するために、引き続き環境配慮行動を促進していく必要があります。

また、本町の特性として、自動車の温室効果ガスの排出量が最も多く、次いで家庭や業務その他といった民生部門での温室効果ガスの排出量が多い傾向があります。



第3章 計画実現への取組

基本目標4 地球環境への貢献

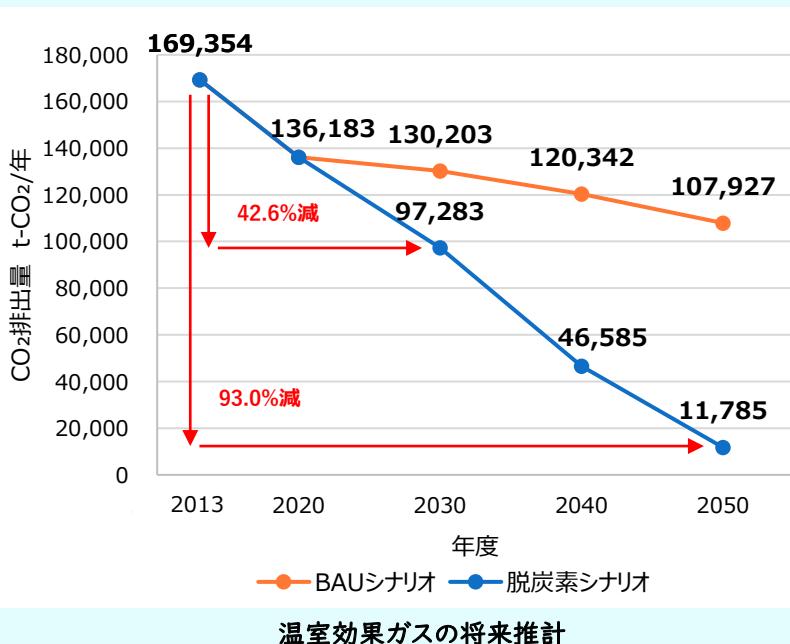
I 温室効果ガス排出量の削減

現状と課題

温室効果ガス排出量の将来推計

本町において、現状のまま温室効果ガス排出量が推移する場合(BAUシナリオ)と、国が脱炭素に向けた方針として示している省エネ技術の進歩の見込みや電源構成等を反映した脱炭素シナリオの推計を行いました。その結果、人口や経済成長のみでは2050年度に脱炭素を達成することは難しいことがわかりました。

また、国が試算している技術革新や電力のCO₂排出係数の変化を適用しても、本町は脱炭素を達成することができず、本町ならではの追加対策が必要であることがわかります。



施策	具体的な取組内容
省エネルギーの推進	<ul style="list-style-type: none"> 脱炭素社会(ゼロカーボンシティ)を目指して、地球に暮らす私たち一人ひとりが高い意識を持って自分の生活を振り返って見直すことができるよう、デコ活の普及啓発を通して地球環境に貢献できるライフスタイルを提案します。 町では、環境省が推進する「デコ活」に賛同し、クールビズ・ウォームビズや節電の啓発活動を行います。 住宅や事業所の省エネ診断・EMSの導入を促進し、エネルギー使用量の見える化を図ります。 ZEH・ZEBや断熱リフォームに関する普及啓発や国・県の補助の情報提供を行うなど、建築物の省エネルギー化を促進します。 高効率機器や省エネ家電の普及啓発等、省エネルギー設備の導入を促進します。 気軽に楽しく脱炭素に向けた行動変容ができるエコライフアプリを運用しています。

※ZEH・ZEB…年間のエネルギー収支をゼロにすることを目指す建築物です。
ZEHは住宅、ZEBは非住宅建築物を指します。



- デコ活アクション まずはここから
- 電気も省エネ 断熱住宅
- こだわる楽しさ エコグッズ
- 感謝の心 食べ残しそれ
- つながるオフィス テレワーク

環境省が推進する「デコ活」

出典:環境省

第3章 計画実現への取組

基本目標4 地球環境への貢献

I 温室効果ガス排出量の削減

現状と課題

再生可能エネルギー導入ポテンシャル

脱炭素のための追加対策である再生可能エネルギーの導入については、下の表のようなポテンシャル（導入できる可能性）が存在しますが、本町の現況を考慮し、優先して検討すべきは建物系の太陽光発電とします。

大区分	中区分	導入ポтенシャル	単位
太陽光	建物系	157.2	MW
		213,669	MWh/年
	土地系	640.9	MW
	合計	865,713	MWh/年
風力	陸上風力	798.2	MW
		1,079,382	MWh/年
中小水力	河川部	0.0	MW
		0	MWh/年
	農業用水路	0.0	MW
	合計	4.1	MW
合計		23,379	MWh/年
		4.1	MW
		23,379	MWh/年
合計		802.3	MW
		1,102,762	MWh/年

再生可能エネルギー導入ポテンシャルの内訳

また、国のエネルギー基本計画における再エネ導入の方針に準じ、消費電力量を本町の再エネで賄うと想定すると、令和12(2030)年度においては太陽光発電は41MW、中小水力発電は1MWが必要となります。同様に令和32(2050)年度においては省エネ技術の進歩等も影響し、32MWの太陽光発電と1MWの中小水力発電が必要になります。

施策	具体的な取組内容
再生可能エネルギーの活用	<ul style="list-style-type: none"> ■ 化石燃料に依存するエネルギーから、太陽光・風力・地熱などの温室効果ガスの排出を抑える再生可能エネルギーへの転換を進めるための施策について、最新技術の開発の状況などの研究を進めます。 ■ 太陽光発電設備を設置する際、国や県が定める指針を周知し、指針に基づいた助言を行います。 ■ 町の庁舎や公共施設に太陽光発電パネルや蓄電池システムを導入し、再生可能エネルギーの活用を進めます。 ■ 脱炭素化とレジリエンス向上のため、住宅や事業所の再生可能エネルギー導入や電気自動車の導入を支援します。 ■ 再生可能エネルギーを有効活用しつつ、電力の需給バランスを保つことが可能となる系統用蓄電池の導入を検討します。



高根沢町脱炭素ビジョン

町の脱炭素化に向けた取組を進めるために温室効果ガス排出の現状把握や将来推計、再生可能エネルギーの導入ポテンシャルなどを調査しました。



<https://www.town.takanezawa.tochigi.jp/life/kankyo/kikohendotaisaku/datsutanso/index.html> (町ホームページ カーボンニュートラルのページへ)

第3章 計画実現への取組

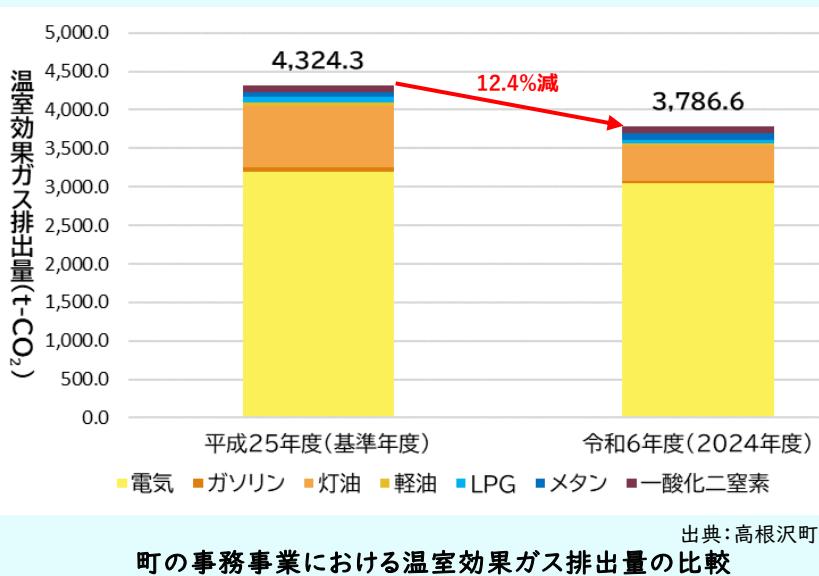
基本目標4 地球環境への貢献

I 温室効果ガス排出量の削減

現状と課題

町の事務事業における排出状況

町の事務事業における温室効果ガス排出量は、基準年度である平成25(2013)年度と比較すると、令和6(2024)年度には12.4%の削減となっています。燃料別に見ると、「灯油」は約43%削減、「LPG」は約41%削減と大きく減少しており、省エネ対策や燃料使用量削減の効果が表れています。一方で、電力由来の排出量は依然として全体の大部分を占め、「メタン」や「一酸化二窒素」は基準年度比で横ばいに近い状況です。



施策

具体的な取組内容

町の率先的な取組の推進

- 町の庁舎や公共施設について、化石燃料を用いる空調設備等は可能な限り電気エネルギーを用いるものに転換します。公用車については、適正台数を見極め、計画的に削減とともに更新する場合は可能な限り電気自動車とします。
- 建築物における省エネルギー対策として、今後予定している新規事業については、原則ZEB Oriented^{※1}以上とし、令和12(2030)年度までに新築建築物の平均でZEB Ready^{※2}相当となることを目指します。
- 既存設備を含めた公共施設全体のLED照明の導入割合を令和12(2030)年度末までに100%とすることを目指します。また、設備更新・改修に当たっては、現状より高効率な設備に更新します。新たな設備に転換を図ることで、温室効果ガスの削減に加えて、将来的なコストを削減(回収)し、少量のエネルギーで最大の効果を発揮します。
- 令和12(2030)年度までに、町の調達する電力の60%以上を再生可能エネルギー電力とすることを目指します。
- 令和12(2030)年度には、設置可能な建築物(敷地を含む。)の約50%以上に太陽光発電設備を設置することを目指します。特に廃止予定が明らかではない施設について、補助事業等のタイミングを鑑みながら早急に検討を始め、積極的に導入することで今後想定される電気料金の高騰にも対応します。
- 省エネルギーに資する職員の日常の行動に関する取組を徹底します。また、ワークライフバランスの確保に努め、温室効果ガスの排出削減にもつながる効率的な職員の勤務を推進します。

※1,2 ZEB（ネット・ゼロ・エネルギー・ビル）

50%以上の省エネルギーを図ったうえで、再生可能エネルギー等の導入により、エネルギー消費量をさらに削減した建築物について、削減量に応じて下記の分類となります。

ZEB: 100%以上削減かつ再生可能エネルギー導入必須 / ZEB Ready: 再生可能エネルギー導入なし / ZEB Oriented: 30~40%以上の省エネルギーを図った建築物で、かつ、省エネルギー効果が期待されているものの、建築物省エネ法に基づく省エネルギー計算プログラムにおいて現時点で評価されていない技術を導入している建築物のうち1万m²以上のもの。

I 温室効果ガス排出量の削減

 現状と課題

その他の対策

排出量削減目標を達成するためには、省エネルギーの推進や再生可能エネルギーの活用以外の対策も推進していく必要があります。

森林資源や水田を二酸化炭素の吸収源として活用するとともに、脱炭素に関わる技術動向を注視し、新たな技術の導入を検討します。

施策	具体的な取組内容
吸収源対策	<ul style="list-style-type: none"> ■ 二酸化炭素の吸収源となる森林・里山の保全を進めます。 ■ 森林資源や水田の中干し延長などによるJ-Creditの活用を検討します。
新たな技術の導入検討	<ul style="list-style-type: none"> ■ 水素や合成燃料(二酸化炭素と水素を合成して作られる燃料)、バイオ燃料など、従来の化石燃料に代わる次世代燃料について、技術動向等を注視するとともに導入を検討します。 ■ 灯油、ガソリン等の使用から、二酸化炭素排出量の少ないガスや再エネ由來の電気への転換を促進します。



出典:高根沢町

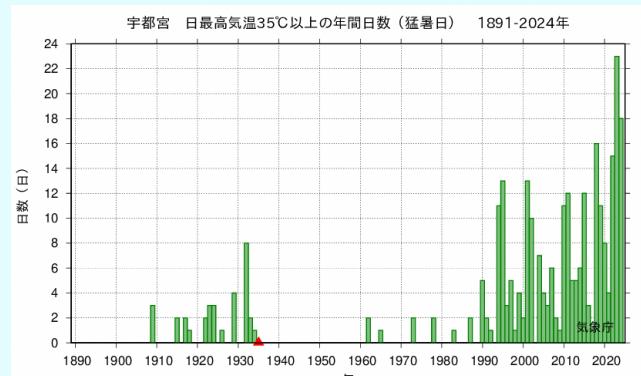
廃食油回収ボックスの看板

第3章 計画実現への取組

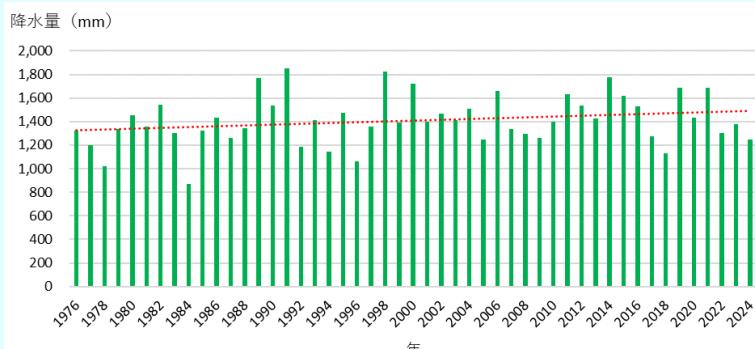
2 気候変動への適応

現状と課題

気候変動による影響について、宇都宮観測所における年平均気温は100年あたり約2.4℃の割合で上昇しており、猛暑日や年間降水量も増加傾向にあります。



出典：東京管区気象台関東甲信地方のこれまでの気候の変化（観測結果）
猛暑日の推移（宇都宮観測所）



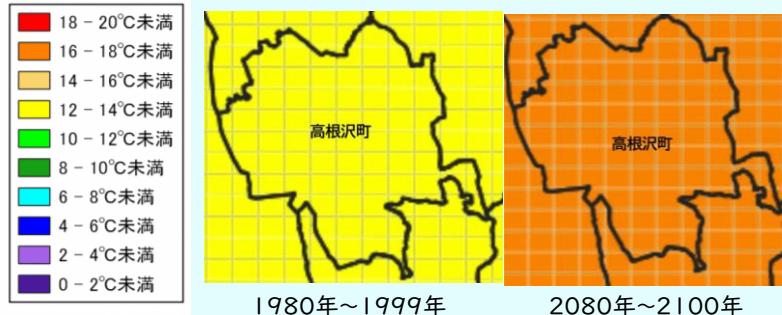
気象庁ホームページ 各種データ・資料より作成
高根沢町の年間降水量推移

本町では、最も気候変動が進んだ場合（SSP5-8.5シナリオ※）に、21世紀末（2080年～2100年）には20世紀末（1980年～1999年）よりも年平均気温が約4.4℃上昇、猛暑日が令和2（2020）年よりも20～30日増加、年降水量がやや増加することが予測されています。

※ シナリオ

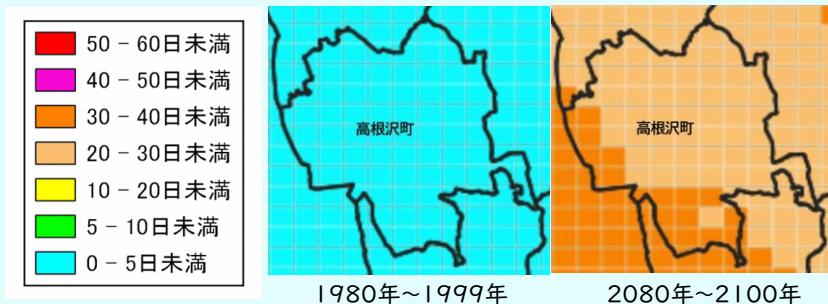
気候変動の予測においては、さまざまな可能性・条件を考え入れた上で、気候変動が進行した場合の主に2100年までの「すじがき」を「シナリオ」と呼んでいます。SSPシナリオは最新の想定シナリオで将来の社会経済の発展の傾向を仮定した共有社会経済経路（SSP）シナリオと放射強制力を組み合わせたシナリオです。「SSP5-8.5」は複数あるシナリオの中で最もCO₂を排出するシナリオで気候政策を導入せず、化石燃料依存型の発展をした場合のものです。

【年平均気温】



1980年～1999年 2080年～2100年

【猛暑日】



1980年～1999年 2080年～2100年

※将来予測の図面は全て栃木県第二次気候変動影響評価の調査結果を一部加工し作成

第3章 計画実現への取組

2 気候変動への適応

現状と課題

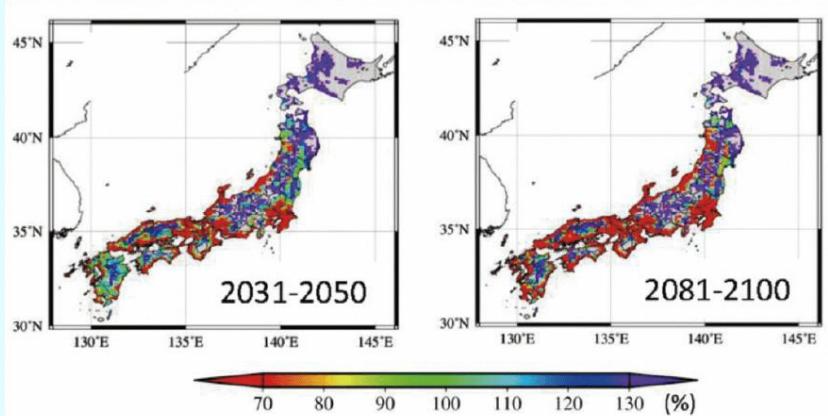
気候変動の影響(農業・畜産)

<現状>

高温や暖冬、低温・霜害などの気候変動により、水稻の品質低下や麦類・大豆の収量減少が確認されています。野菜や果樹では発芽不良や生育停滞、着色不良、収穫期の遅れなどの影響が見られます。花きの開花異常や畜産の成育・産卵率低下なども報告され、多方面で被害が拡大しています。

<将来>

水稻の胴割粒や白未熟粒の発生により収量や品質の低下が懸念されています。イチゴはハダニなどの病害虫の多発が収量と品質に悪影響を及ぼす恐れがあります。野菜は発芽不良や着果・着色不良が増加し、収量・品質が低下すると考えられます。果樹は、ナシの開花時期の早まりや霜害、発芽不良や果肉障害による被害が懸念されています。肉用牛は高温による成長不良や突然死のリスクがあり、特用林産物は、高温でしいたけの病害や生産量減少の可能性があります。



出典:気候変動適応情報プラットフォーム
登熟期の高温リスクが小さいコメ(Class A)の収量の変化率分布
(適応策をとらない場合の20年平均)

基本目標4 地球環境への貢献

施策	具体的な取組内容
農業分野への対策	<ul style="list-style-type: none"> ■ 水稻栽培における移植期の変更や野菜栽培における播種期の変更、麦類における適期刈り取り等、気候に応じた播種期、移植期、収穫期の変更を促進します。 ■ 水稻や野菜栽培における適切な水管理、ハウス環境モニタリングシステムの普及、ナシ栽培におけるかん水や葉面積指数の増加による直射日光の回復など高温対策技術の普及、高温耐性品種への転換促進等、高温への対策を推進します。 ■ 晩霜注意報の発信、ナシの霜対策ファンの普及等、冷害への対策を推進します。 ■ 肉用牛・豚・鶏、採卵鶏等の畜舎へ送風や散水、日除けなどの家畜への暑さ対応を促進します。 ■ 温暖化による病害虫の分布拡大や被害の増大、一部の雑草の定着可能域の拡大・北上への対応として、農産物広域共同防除による害虫駆除等、適宣防除及び農産物被害を軽減するための対応を実施します。



第3章 計画実現への取組

2 気候変動への適応

現状と課題

気候変動の影響(水環境・水資源)

<現状>

公共用水域の大部分で水温上昇が確認されており、水温上昇に伴う水質変化も指摘されています。関東地域でも、夏季・冬季ともに1°C以上の水温上昇が認められます。無降雨・少雨が続くこと等による給水制限の実施事例が確認されていますが、都市用水の減断水は確認されていません。

また、気温上昇に応じた水使用量の増加が見られるとの報告もありますが、県内では、近年の上水道等の給水量はほぼ横ばいとなっています。

<将来>

湖沼や河川では水温上昇に伴う水質悪化が懸念されています。地表水は少雨化と蒸発散量増加で渇水被害が増大し、地下水位の変動も水利用に影響を与える可能性があります。

また、気温上昇により飲料水・冷却水等の都市用水や農業用水の需要が増加すると予想されます。

気候変動の影響(自然生態系)

<現状・将来>

サクラの開花時期やカエデの紅葉時期の変化が見られます。また、暖かい気候を好む南方系の昆虫の県内における確認が増加しています。ニホンジカやイノシシの分布拡大や越冬地の高標高化が進み、植生への被害も報告されています。これらの個体数増加には、積雪の減少だけでなく複数の要因が関係していると考えられます。

基本目標4 地球環境への貢献

施策	具体的な取組内容
水環境・ 水資源への 対策	<ul style="list-style-type: none"> ■ 河川等水質検査による水質の保全を行うとともに、農業などの水需要期の水供給不足、作付け時期の変化や蒸発散量の増加による、農業用水の需要増への影響を把握し、対応します。
自然生態系 への対策	<ul style="list-style-type: none"> ■ 自然環境調査(生き物調査)の実施により生物生息地の把握に努めるとともに、森林、農地の適正管理により生息環境を保全します。また、鳥獣被害防止計画に基づき生物の生息域拡大に伴う農業被害の削減に努めます。

調査地点	ph (6.5~8.5)	SS (25mg/L以下)	BOD (2mg/L以下)	DO (7.5mg/L以上)
大川	7.4	5.6	1.7	8.5
冷子川	7.0	4.4	1.4	9.1
新堀用水（宿）	7.2	6.0	2.4※	9.8
新堀用水（柳林）	7.4	7.2	1.4	10.1
釜ヶ淵用水	7.0	7.6	1.5	9.4
野元川（赤堀）	7.2	8.0	1.4	9.5
野元川（木内）	7.2	8.4	1.5	9.7
井沼川	7.2	10.8	1.6	9.4

基準値は、環境省の定める生活環境の保全に関する環境基準（河川）A累計に準じて設定しています。

※新堀用水（宿）のBODは環境基準（河川）B類型の範囲内になります。

B類型はサケ類やアユ類が生息できるレベルの水質と定義されており、極端に水質が悪い状態ではありません。

出典：高根沢町

令和7年度5月 主要河川水水質調査結果一覧表

第3章 計画実現への取組

2 気候変動への適応

現状と課題

気候変動の影響（自然災害）

<現状>

年降水量は多雨期や年ごとの変動が大きい傾向が見られ、長期的な変化傾向としてはやや増加傾向にあります。一方で、大雨や短時間強雨の発生回数は増加し、降水日数は減少しており、降水が極端化しています。大型台風や局地的大雨・突風による自然災害も発生しており、令和元（2019）年の台風19号では栃木県内で建物被害や土砂災害、インフラや農地などへの大きな被害が発生しました。

<将来>

本町においても大雨や短時間強雨の発生回数が増加傾向にあることから洪水リスクの増加、土石流や地すべり等の土砂災害の増加が懸念されます。



出典：令和元年東日本台風における栃木県の被災状況と対応について
一級河川思川 柳橋上流における被害状況

基本目標4 地球環境への貢献

施策	具体的な取組内容
自然災害への対策	<ul style="list-style-type: none"> ■ 概ね5年ごとにハザードマップの内容を見直し、最新の情報に更新します。 ■ 自主防災組織の活動支援、消防団資機材や車両の更新などによる消防団活動支援、防災士育成のための資格取得支援を実施します。 ■ 地域の防災に特化した地区防災計画の策定を支援します。 ■ 防災訓練及び防災無線、防災メールの発信による防災体制及び防災倉庫の設置をはじめとした防災拠点の整備を行います。 ■ マイタイムライン作成講座を開設し住民一人ひとりに合った防災計画の普及促進を図ります。 ■ 土砂等の埋立ての適正管理、暑熱や豪雨に対応した河川道路の維持管理を行います。 ■ 気象災害時の河川道路パトロール体制を構築するとともに、倒木や道路損傷時に対応する職員の育成・スキル向上を図ります。



第3章 計画実現への取組

2 気候変動への適応

現状と課題

気候変動の影響（健康）

<現状>

熱中症により救急搬送される患者数は平成22(2010)年以降多い傾向にあります。

熱帯地域でしかみられなかった感染症を媒介する蚊の生息可能地域の北上により、マラリアやデング熱などに対する感染のリスク上昇が懸念されます。

<将来>

全国での熱ストレス超過死亡数は、年齢層に関わらず、全ての県で2倍以上になると予測されています。また、熱中症発生率は、65歳以上の高齢者で最も増加率が大きいと予測されています。

県内においても、SSP5-8.5シナリオにおける搬送者数は21世紀半ばで2~3倍、21世紀末で4~6倍に増加すると予測されています。

気候変動の影響（町民生活・都市生活）

<将来>

都市インフラに関しては、豪雨による浸水や道路のり面の剥離、穴ぼこの発生が懸念されます。

また、交通インフラに関しては、極端な気象の増加により、公共交通機関の運転見合わせや地縁、道路の通行止め等により、人や物資の輸送障害が生じることが懸念されます。



基本目標4 地球環境への貢献

施策	具体的な取組内容
健康分野への対策	<ul style="list-style-type: none"> ■ 热中症から町民の命を守るため、防災担当や健康福祉担当と連携し、効果的な情報発信に努めるとともに、新たなクーリングシェルター（指定暑熱避難施設）の設置や熱中症対策普及団体の指定に取り組みます。 ■ 热中症を防止するため、学校や保育園において、エアコン設置を進めるとともに、授業や外遊びの実施時間・場所の調整を行います。 ■ 热中症予防に関するリーフレット等を活用し、水分摂取や経口補水液、適切な室内温度や湿度について普及啓発を行います。 ■ 暑さ指数(WBGT)31以上が予測された日は防災無線による注意喚起を実施します。 ■ 町が実施するイベントや事業について、暑熱対策の徹底を行います。 ■ 気候や活動（勤務）内容に応じた服装での働き方を推奨します。 ■ 感染症を媒介する動物の分布域拡大に伴い、感染症発生情報の周知や、動物由来感染症への注意喚起を実施します。 ■ 光化学スモッグ発生情報の周知を行います。
産業・経済活動における対策	<ul style="list-style-type: none"> ■ 民間企業における気候変動によって将来想定される事業活動への具体的な影響に備えた事業継続計画策定を推進します。 ■ 災害時応援協定の締結など、非常時における民間企業及び他地域との連携を推進します。
町民生活・都市生活における対策	<ul style="list-style-type: none"> ■ 交通、道路、水道などのインフラ整備により、ライフラインの計画的な強靭化を図ります。 ■ 災害廃棄物処理計画を策定し、発災時における廃棄物の処理体制を整備するとともに、早期の復旧に努め、町民生活を維持します。



住民の役割

- 電気やガス、水道の使用量を意識して、効率的に使いましょう。
- 地産地消を心掛けましょう。
- 買替や購入の時は、地球環境に影響の少ないものを選びましょう。
- 近い距離の移動は徒歩や自転車を利用し、
自動車を利用する時はエコドライブを心掛けましょう。
- 省エネルギーと再生エネルギー活用を意識しましょう。
- 地球環境に興味を持って、進んで情報収集をしましょう。



<https://x.gd/FIrl3u>

※上記の二次元コードまたはURLから、具体的な取組を閲覧できます。



事業者の役割

- 省エネルギーを徹底し、再生エネルギー活用を推進しましょう。
- 地産地消を心掛けましょう。
- 備品・設備の更新や新設の時は、地球環境に影響の少ないものを選びましょう。
- エネルギー効率の良い運搬・配達方法を選びましょう。
- 自動車を利用する時は、エコドライブを心掛けましょう。
- 実践している環境貢献に関する情報を発信しましょう。



<https://x.gd/0cYrb>

※上記の二次元コードまたはURLから、具体的な取組を閲覧できます。

基本目標5 人材育成とパートナーシップ



目標

「持続可能な環境を実現するためのパートナーシップ（協働）が形成され、環境について学び、行動する機会が開かれたまちをつくる」

一人ひとりが環境に配慮して行動するための環境教育・環境学習が定着し、自ら環境に配慮して行動する人材が育つとともに、さまざまなパートナーシップ（協働）が形成され環境活動に取り組むための基盤を構築します。

指標	現状値(R6年度)
まち美化パートナー登録数	29団体 937人
環境学習・体験活動などの参加者数	2,410人
環境情報のデジタル発信	エコライフアプリ運用開始

目標値(R12年度)
35団体 1,500人
3,000人
エコライフアプリに加え、ごみ・リサイクルに関する情報発信アプリの運用を開始



出典:高根沢町

エコ・ハウスたかねざわの学校出前授業の様子

第3章 計画実現への取組

基本目標5 人材育成とパートナーシップ

I 環境教育等の充実による環境保全意識の向上

現状と課題

環境学習施設利用状況

本町では、環境学習や体験活動の拠点として「エコ・ハウスたかねざわ」が中心的役割を担い、環境教育を継続的に実施しています。

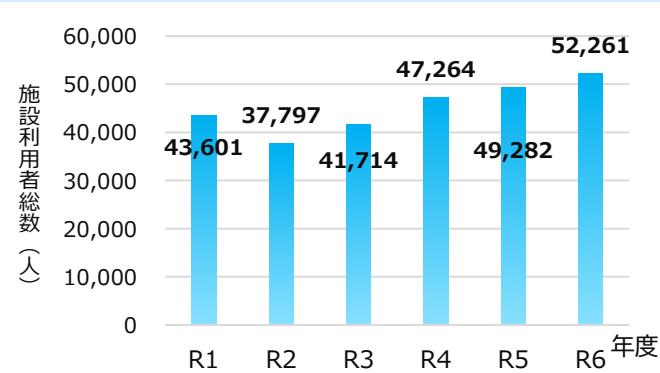


出典：高根沢町
エコ・ハウスたかねざわ



エコ・ハウスたかねざわは、環境やエネルギー、ごみ・リサイクル等の環境問題について、体験しながら学べる学習施設です。
ぜひ一度足を運んでみてください。

また、施設利用者数もコロナ禍以降増加しています。



今後も、環境に関する社会情勢の変化や年代に合った環境学習・体験のメニューを拡充し、気候変動などの環境課題への意識醸成に取り組む必要があります。

施策	具体的な取組内容
環境保全のための情報発信	<ul style="list-style-type: none"> ■ 気候変動対策や資源循環等に関する最新情報を積極的に発信します。 ■ ごみ・資源の分別や収集日カレンダーをお知らせするアプリを導入し利便性を向上します。 ■ 従来の広報たかねざわや町ホームページのほか、生活スタイルの変化やデジタル化に対応した情報発信の媒体を活用し、より広く町民に必要な情報が提供できる体制を作ります。
エコ・ハウスたかねざわの活動	<ul style="list-style-type: none"> ■ 気候変動対策や資源循環等に関する情報収集、情報提供、調査研究に取り組みます。 ■ 環境情報の発信基地としての役割を重視し、町民の生活スタイルの変化やデジタル化など、ニーズに合った教育・学習・体験プログラムを開発します。 ■ 環境保全活動・教育活動を行う大学や団体との連携を強化して、環境学習プログラム開発を進めます。 ■ 環境保全活動や環境学習体験を通じた啓発活動を行います。
学校における環境教育の充実	<ul style="list-style-type: none"> ■ 学校との連携を強化し、ニーズに合った学習・体験メニューを提供します。 ■ 子どもたちがごみや地球環境について自ら調査し学ぶための支援を行います。

第3章 計画実現への取組

2 環境学習・環境保全活動の推進

基本目標5

人材育成とパートナーシップ

現状と課題

環境保全活動の状況

環境保全活動としては、「まち美化パートナー制度」等により地域のボランティア団体が道路や公園などの清掃や除草活動に取り組んでおり、町と協働してごみの散乱防止や景観の維持に寄与しています。



参加人数は年度ごとに増減がありますが、参加団体数は令和1年度以降増加傾向にあります。



美しい自然・暮らしやすい環境を次の世代に引き継ぐために「自分たちの地域は自分たちできれいにする」活動を促進する必要があります。

施策	具体的な取組内容
まち美化 パートナー・ 美化キャンペー ン	<ul style="list-style-type: none"> 道路や公園などの除草・清掃活動をするボランティア団体「まち美化パートナー」を募集し、活動に必要な資材を提供して支援します。「自分たちの地域は自分たちできれいにする」活動を促進するため、活動する団体・人数の増加を図り、町内全体の美化を進めます。 町内の各地域の自治会・住民が中心となって実施する町内一斉「美化キャンペーン」に必要な資材を提供して活動を支援します。 森林や里山の保全活動や河川・道路の美化活動を実施する団体の活動に必要な支援を行います。
スマホアプリ の活用	<ul style="list-style-type: none"> 気候変動対策や資源循環などに気軽に取り組めるスマートフォンアプリを活用し、意識醸成や行動変容を促進します。



住民の役割

- 環境学習や体験のイベントに進んで参加しましょう。
- 地球環境や気候変動を自分ごととして考え、環境に関する情報を収集しましょう。
- エコライフアプリやごみアプリを積極的に活用しましょう。
- 環境問題について学んだことについて、できることから行動しましょう。
- 美化キャンペーンやまち美化パートナーに参加しましょう。



事業者の役割

- 環境学習や体験のイベントに進んで出展・参加しましょう。
- 自社の環境への取り組みを積極的に公開しましょう。
- 従業員への環境教育を実施しましょう。
- 地球環境や気候変動を自分ごととして考え、環境に関する情報を収集して実践し、成果を発信しましょう。
- まち美化パートナーに参加して、事業所周辺の環境美化に協力しましょう。
- 町が実施する環境保全活動に参加しましょう。

第4章

計画の推進と検証



第4章 計画の推進と検証

計画を着実に推進するため、下図に示すように住民・学識経験者等で組織する「ふるさとづくり委員会」を設置し、計画の進捗状況を毎年度報告、成果の検証を行います。

取組の検証については、PDCAサイクルの手法を活用して、環境施策の進捗状況と目標の達成状況を毎年度点検・評価し、町民に公表します。取組の点検作業にはふるさとづくり委員会が参画し、町民の意見や客観的な評価を反映させます。検証の結果、必要に応じて施策や取組の見直しを行います。

